

四街道市こどもプラン

～第2期子ども・子育て支援事業計画～

令和2年3月

四街道市

はじめに

本市では、すべての子どもたちの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、平成27年に「四街道市こどもプラン～子ども・子育て支援事業計画～」を策定しました。「すくすく子育て・^{ちんちん}地域で子育て・四街道」の基本理念のもと、相談・支援体制の充実をはじめ、計画的な保育所・こどもルームの整備や病児保育の開始など、各種の子ども・子育て支援施策を展開してまいりました。



その成果もあり、近年では、本市における合計特殊出生率は全国や千葉県と比較しても高い数値を達成しております。また、子育て世代を中心とした転入による社会増傾向を維持することにより、総人口や年少人口についても微増傾向が続いています。

その間にも、子どもや子育てを取り巻く状況は変化しており、女性の就業率の上昇や令和元年10月より開始した幼児教育・保育の無償化などに伴い保育需要は一層増加しています。また、児童虐待防止に向けた取り組みの強化や子どもの貧困といった課題への対応も求められています。

このような中、本市では、「子どもの最善の利益」を確保する子どもにやさしい四街道市を実現するため、市の基本姿勢を示す条例制定にも取り組んでおります。

本計画においても、その理念を踏まえ、これまで保護者など大人目線で行われることが多かった子ども・子育て支援施策について、「子どもにとって何が最も良いことなのか」、「子どもの意見をどのように聴き取り、取り入れるか」といった“子どもの視点”を重視した様々な施策を展開してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様には一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、子育て支援に関するアンケート調査やインタビュー等、各種の意見聴取にご協力いただきました事業所、市民活動団体、保護者及び児童生徒の皆様、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和2年3月

四街道市長 佐 渡 育

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2章 子ども・子育て家庭の状況	3
1 子ども・子育て家庭を取り巻く環境	3
2 ニーズ調査の結果概要	9
3 子ども・市民活動団体の意見	23
4 本市の子ども・子育て支援に係る課題の整理	31
第3章 計画の基本的な考え方	34
1 基本理念	34
2 基本方針	35
3 施策体系	37
4 重点施策	42
第4章 施策の展開	44
基本方針1 多様な子育て支援の充実	44
基本施策1 就学前の教育・保育の充実	44
基本施策2 地域における子育て支援の充実	46
基本方針2 子どもや母親の心とからだの健康づくり	50
基本施策1 母子保健の充実	50
基本施策2 小児保健医療体制の充実	54
基本方針3 豊かな心を育む育成環境の整備	56
基本施策1 健全な心身の成長に向けた支援	56
基本施策2 次代の親の育成に向けた支援	60
基本方針4 多様な子育て家庭への支援	62
基本施策1 仕事と家庭の両立支援	62
基本施策2 配慮が必要な子ども・子育て家庭への切れ目のない支援	64
基本方針5 子ども・子育てにやさしいまちづくり	68
基本施策1 子ども・子育てに配慮した生活環境の充実	68

第5章 計画の推進	71
1 教育・保育提供区域について	71
2 計画期間における児童数の推計	71
3 算定にあたっての基本的な考え方	72
4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	73
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	78
6 数値目標一覧	87
7 進捗状況の管理と評価	88
8 関係機関・団体等との協力・連携	88
資料編	89
1 計画策定経過	89
2 計画策定体制	90



第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

四街道市（以下、「本市」という。）では、すべての子どもたちの健やかな成長を支援するため、平成27年（2015年）3月に「四街道市こどもプラン～子ども・子育て支援事業計画～」（以下、「前計画」という。）を策定しました。前計画は、平成24年（2012年）8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」にも位置づけ、次世代育成に係る施策を継承しています。

本市では保育ニーズの高まりに対応するため、計画的な保育所整備を進めた結果、待機児童は大幅に減少し、平成31年（2019年）4月1日時点では待機児童ゼロを達成しましたが、今後も女性の就業率の上昇などに伴い、保育ニーズは高まっていくものと予測されます。また、社会環境や家庭環境の変化等を背景に多くの親が子どものしつけや病気、発育・発達に悩み、不安に感じているほか、児童虐待やいじめが社会問題となり、子どもが被害者となる事件が発生するなど、子どもの安全・安心の確保に対するニーズが高まっています。さらに、子どもの貧困など新たな課題への対応も求められています。

こうした中、前計画が令和元年度（2019年度）末で終了することから、子ども・子育て家庭を取り巻く状況の変化に対応し、抱えている課題や困難等に寄り添いながら、子どもの最善の利益を実現するための包括的な支援を計画的に推進するため、令和2年度（2020年度）を初年度とする新たな「四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～」（以下、「本計画」という。）を策定します。



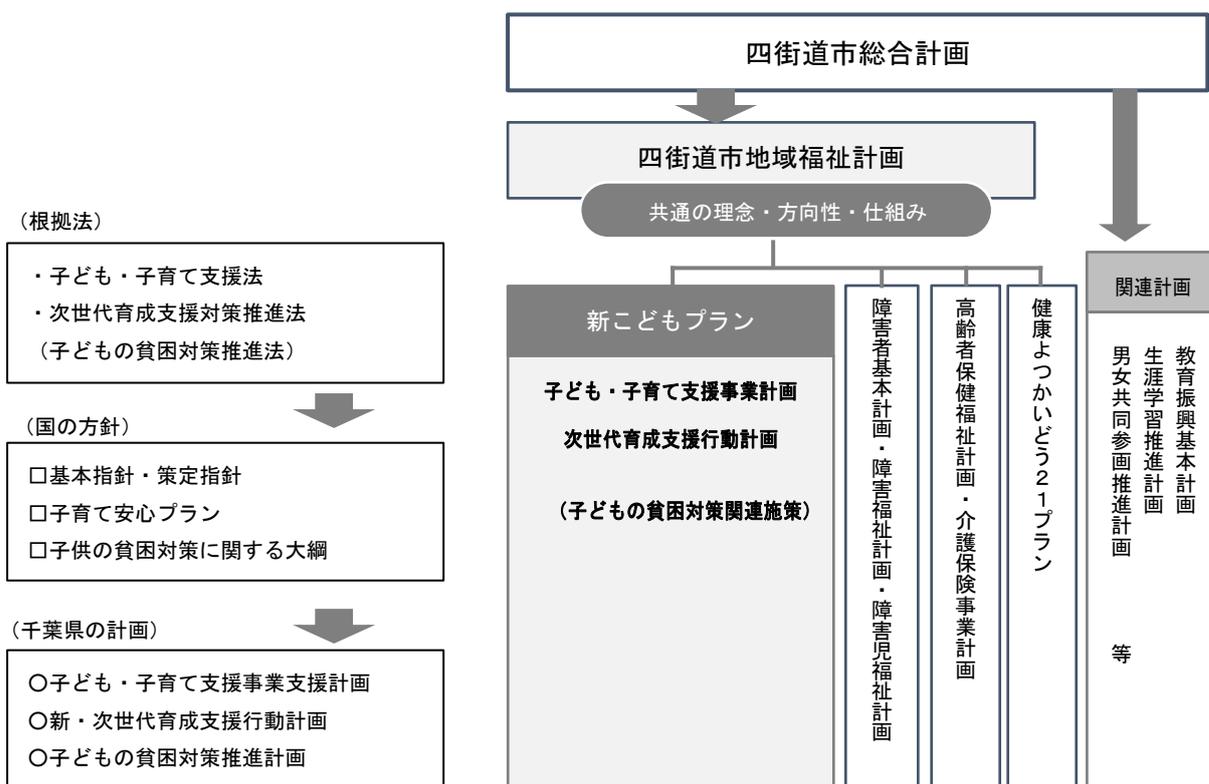


2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」に位置づけます。

また、子どもの貧困対策推進法に規定され、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」が示す施策の方向性を踏まえた子どもの貧困対策の視点による取組や、前計画と同様に母子保健計画の内容を包含するものとします。

なお、本市市政の最上位計画である「四街道市総合計画」等の上位計画の方向性を踏まえるとともに関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。

第2章 子ども・子育て家庭の状況

1 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

(1) 人口の状況

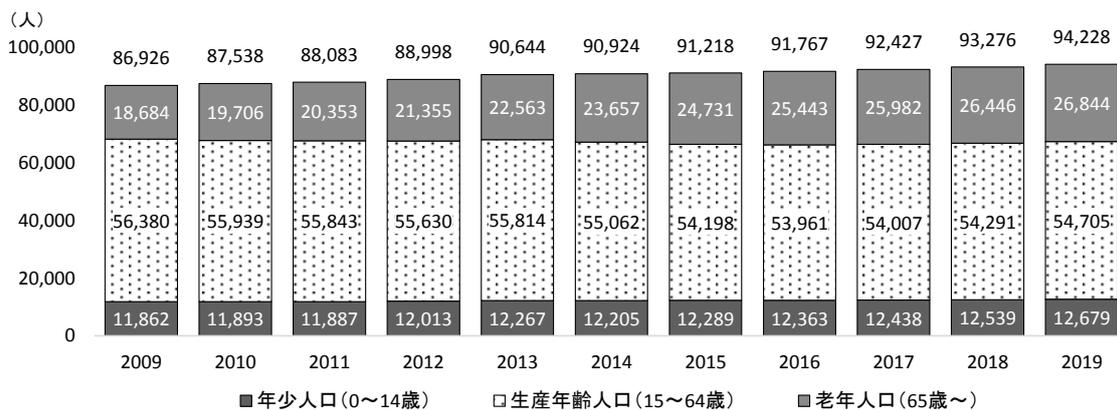
全国的に人口減少局面にある中で、本市の総人口は増加し続けており、平成31年(2019年)4月現在で94,228人となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口及び老年人口が増加し、生産年齢人口が減少しています。総人口に対する割合の推移をみると、年少人口割合は横ばい、生産年齢人口割合は減少、老年人口割合は増加傾向にあり、本市においても高齢化が進んでいます。

性別・5歳階級別人口(人口ピラミッド)の変化をみると、平成21年(2009年)から平成31年(2019年)にかけて、男女ともに30歳代及び60歳代が減少し、40歳代及び70歳以降が増加しています。

こうした状況を踏まえると、生産年齢人口の減少に伴い、長期的には少子化が進行することが見込まれます。

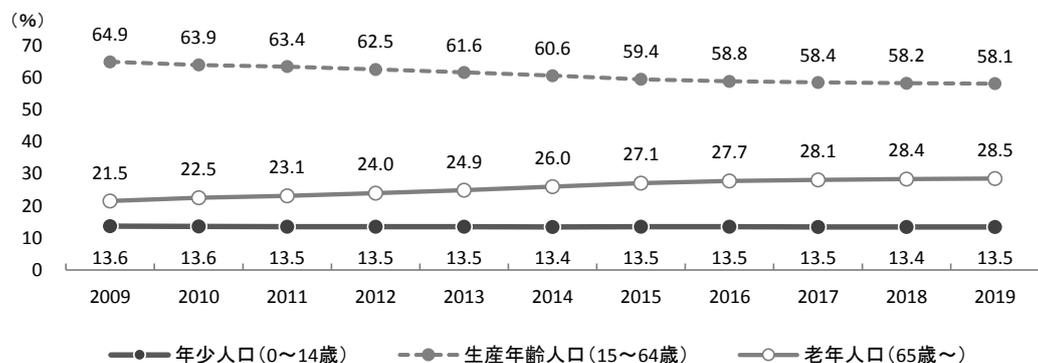
■年齢3区分別人口の推移



※2009年から2012年までは外国人を含まない。

出典：四街道市「住民基本台帳人口」(各年4月1日現在)

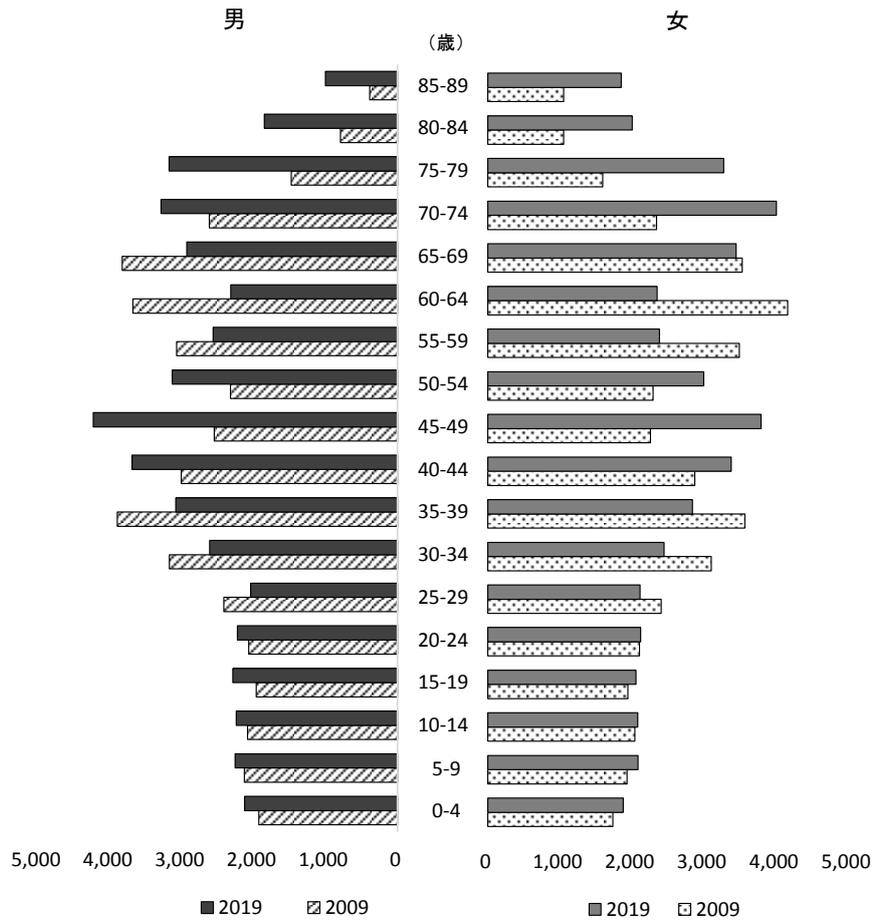
■年齢3区分別構成比の推移



出典：四街道市「住民基本台帳人口」(各年4月1日現在)



■性別・5歳階級別人口（人口ピラミッド）の推移



※2009年は外国人を含まない。

出典：四街道市「住民基本台帳人口」（各年4月1日現在）

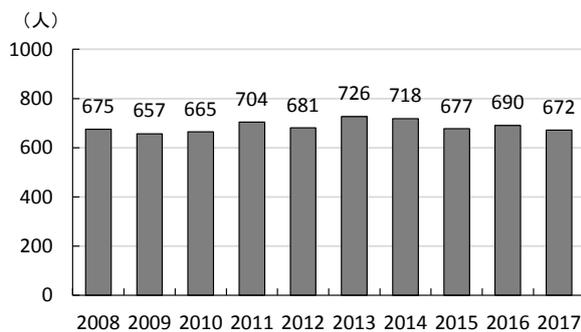
(2) 出生の状況

本市の出生数の推移をみると、ここ10年間では657人から726人の間で推移しています。平成20年(2008年)を1とした場合、全国、千葉県は減少傾向にあります。本市の出生数は概ね横ばいで推移しています。

合計特殊出生率の推移をみると、全国、千葉県ともに微増傾向の中、本市は平成20年(2008年)の1.18から平成29年(2017年)には1.45と全国、千葉県を上回る値まで大きく増加しています。

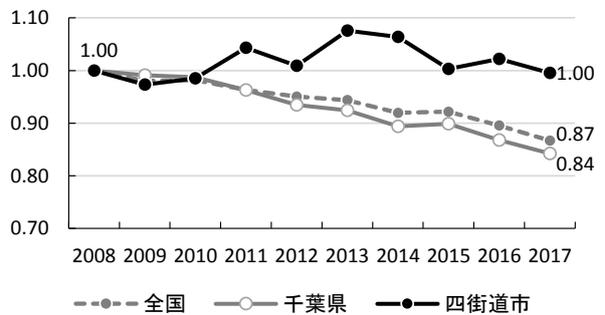
このように、全国的に合計特殊出生率は改善傾向にあるものの、出生数は減少してきている中、本市では合計特殊出生率の急速な上昇により出生数が維持されている状況となっています。

■本市の出生数の推移



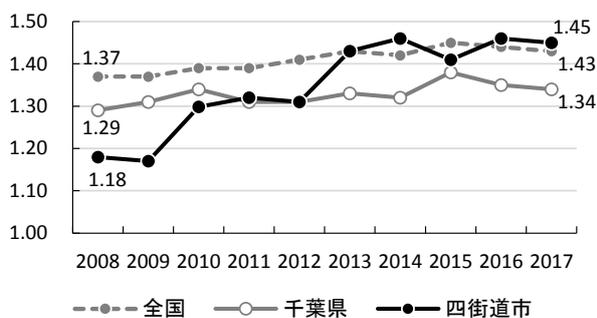
出典：厚生労働省「人口動態統計」

■平成20年(2008年)を1とした場合の出生数の変化



出典：厚生労働省「人口動態統計」

■合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」



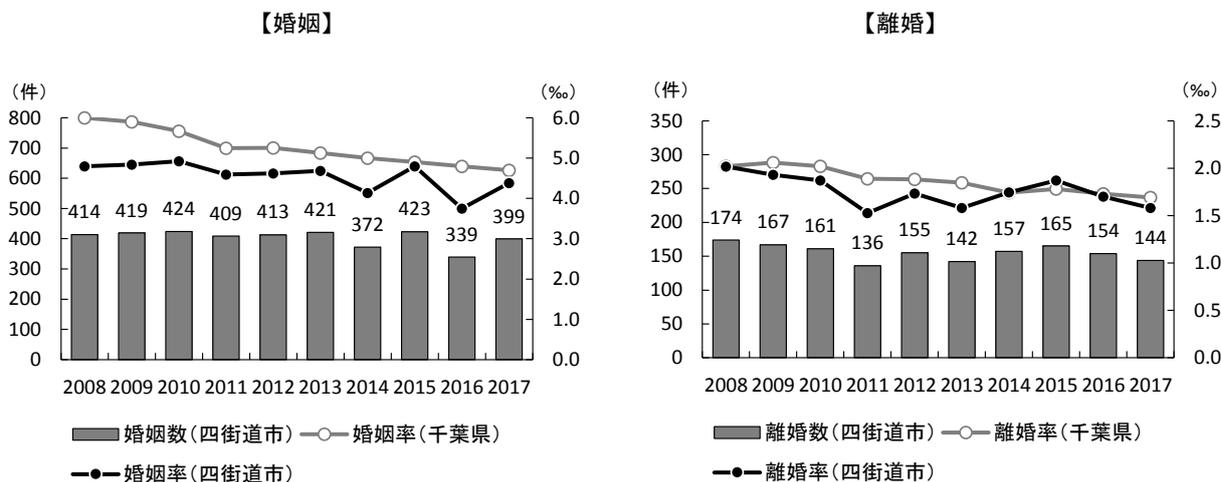


(3) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻数の推移をみると、平成25年(2013年)までは年間410件前後で推移していましたが、その後、400件を下回る年が多くなっています。

離婚の推移をみると、離婚数、離婚率ともに減少傾向がみられ、千葉県との離婚率と同程度の水準で推移しています。

■婚姻数(率)・離婚数(率)の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

(4) 世帯の状況

本市の一般世帯数は、平成27年(2015年)時点で34,876世帯となっており、平成17年(2005年)から10年間で4,902世帯(16.4%)増加しています。一般世帯のうち約7割が核家族であり、全国、千葉県と比較して高い割合となっています。

6歳未満の子どもがいる核家族世帯は、平成27年(2015年)時点で3,182世帯となっており、平成17年(2005年)から10年間で186世帯(6.2%)増加しています。

■家族構成別世帯数・構成比の状況

	四街道市				千葉県		全国	
	2005年		2015年		2015年		2015年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯	29,974	-	34,876	-	2,604,839	-	53,331,797	-
核家族世帯	22,053	73.6%	24,292	69.7%	1,536,285	59.0%	29,754,438	55.8%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	2,996	10.0%	3,182	9.1%	197,756	7.6%	3,979,860	7.5%
母子世帯	378	1.3%	430	1.2%	30,074	1.2%	754,724	1.4%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	92	0.3%	78	0.2%	5,021	0.2%	132,108	0.2%
父子世帯	68	0.2%	73	0.2%	4,288	0.2%	84,003	0.2%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	3	0.01%	9	0.03%	286	0.01%	6,175	0.01%

※一般世帯とは、社会福祉施設や病院等(施設等の世帯)を含まない、住居と生計を共にしている人の集まり等をいう。

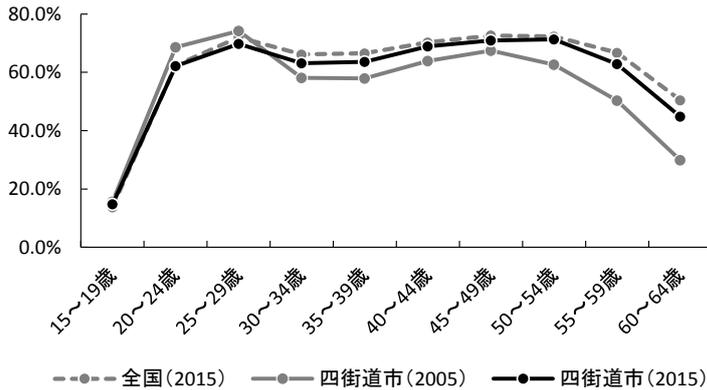
出典：総務省「国勢調査」

(5) 就労の状況

女性の労働力率の推移をみると、平成17年(2005年)から平成27年(2015年)までの10年間で、30歳代から40歳代前半及び50歳以降の労働力率が上昇しており、いわゆるM字カーブがゆるやかになってきています。

通勤先をみると、市内で就労している人は約3割で、7割弱の市民が千葉市、東京都など市外に通勤しています。

■女性の年齢別労働力率の状況



■通勤先別就業者数・割合

通勤先	就業者数	割合
四街道市で従業	12,020	30.3%
他市町へ通勤	26,628	67.1%
1 千葉市	11,409	28.7%
2 東京都	5,786	14.6%
3 佐倉市	2,485	6.3%
4 船橋市	1,013	2.6%
5 成田市	965	2.4%
6 八千代市	551	1.4%
7 習志野市	513	1.3%
8 市川市	463	1.2%
9 八街市	395	1.0%
10 市原市	355	0.9%

出典：総務省「平成27年国勢調査」

(6) 教育・保育施設等の状況

本市の教育・保育施設は、認可等保育施設が23施設、企業主導型保育施設が2施設、幼稚園が9施設(認定こども園は重複カウント)となっています。

保育所入所児童数・幼稚園児数及び利用率(児童数に対する入所数・園児数の割合)の推移をみると、ともに増加傾向にあります。保育所入所児童数が増加する一方で、幼稚園児数は横ばい傾向にあり、全体に占める構成比も保育所入所児童数の割合が上昇してきています。

年齢別利用者数・利用率の推移をみると、特に1~2歳の利用率が増加してきており、全体の利用率を押し上げています。

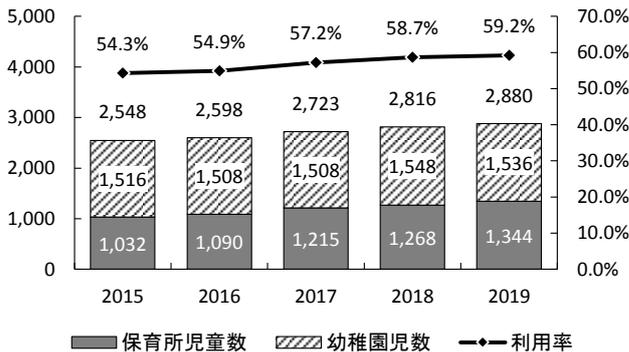
■教育・保育施設の状況

	認可等保育施設					企業主導型 ②	幼稚園施設			合計 ①+②+③
	公立 (分園含む)	私立 (駅ビル含む)	小規模	認定こども	小計①		私立学校	認定こども	小計③	
施設数	3	15	4	1	23	2	8	1	9	34
認可定員数	269	993	75	36	1,373	78	2,020	176	2,196	3,647
入所状況	263	985	60	36	1,344	55	1,385	151	1,536	2,935

※保育施設及び企業主導型はH31.4.1現在、幼稚園施設はR1.5.1現在



■ 保育所入所児童数・幼稚園児数及び利用率※の推移



		2015	2016	2017	2018	2019
保育所	利用率	22.0%	23.0%	25.5%	26.4%	27.6%
	構成比	40.5%	42.0%	44.6%	45.0%	46.7%
幼稚園	利用率	32.3%	31.9%	31.7%	32.3%	31.6%
	構成比	59.5%	58.0%	55.4%	55.0%	53.3%

※利用率＝利用児童数／学齢前児童数

※学齢前児童数、保育所（管内）入所児童数は4月1日現在、幼稚園児数は5月1日現在の千葉県学校基本調査数値（ただし、幼稚園児数は同調査の幼稚園児数・認定こども園児数を合算し、保育認定システムの2・3号認定の数値を除いたもの）
 ※保育所入所児童数分については、「県待機児童調査」から作成しており、2号・3号認定を申請していない事業所内保育利用児童については、計上されていない。また、受託は計上していない。
 ※学校基本調査については、市内幼稚園に在籍する園児を調査しており、市外在住園児も含まれる。また、市民で市外幼稚園通園児は含まれない。

■ 年齢別利用者数・利用率の推移

【利用者数】

	2015	2016	2017	2018	2019
0歳	58	61	66	66	90
1-2歳	346	366	432	477	500
3-5歳	2,144	2,171	2,225	2,273	2,290

【利用率】

	2015	2016	2017	2018	2019
0歳	8.0%	8.3%	9.7%	9.4%	12.5%
1-2歳	22.4%	23.7%	26.9%	30.2%	32.5%
3-5歳	88.5%	88.4%	89.9%	90.5%	87.8%

（7）待機児童の状況

本市の待機児童数は、平成26年（2014年）4月1日時点で56人でしたが、「四街道市待機児童解消加速化プラン」を策定し、計画的な保育所整備を進めた結果、平成30年（2018年）には2人と大幅に減少し、平成31年（2019年）4月1日にはゼロとなっています。

■ 本市及び近隣市の待機児童数の推移

	2014	2015	2016	2017	2018	2019
四街道市	56	72	44	24	2	0
千葉市	0	0	11	48	8	4
佐倉市	37	34	41	0	15	29
船橋市	323	625	203	81	95	72
成田市	26	55	36	18	15	36
八千代市	30	42	53	107	144	30
習志野市	72	43	70	338	144	89
市川市	297	373	514	576	385	138
八街市	0	4	24	12	11	22
市原市	43	84	14	38	52	89

※通勤先として多い市を掲載。

出典：千葉県「市町村別保育所等利用待機児童数」

2 ニーズ調査の結果概要

(1) 実施概要

本市の子育て支援に係る課題・ニーズを把握するとともに、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みを算出するため、小学校就学前児童の保護者及び小学生児童の保護者を対象に「四街道市子育て支援に関するアンケート調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を以下の通り実施しました。

- 調査地域：四街道市全域
- 調査対象：【就学前児童調査】市内在住の小学校就学前の子どもの保護者 1,000 人
 【小学生調査】市内在住の小学生の保護者 1,000 人
- 抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出
- 調査方法：郵送配付・郵送回収
- 調査期間：平成 30 年 11 月 9 日～11 月 27 日
- 回収結果：

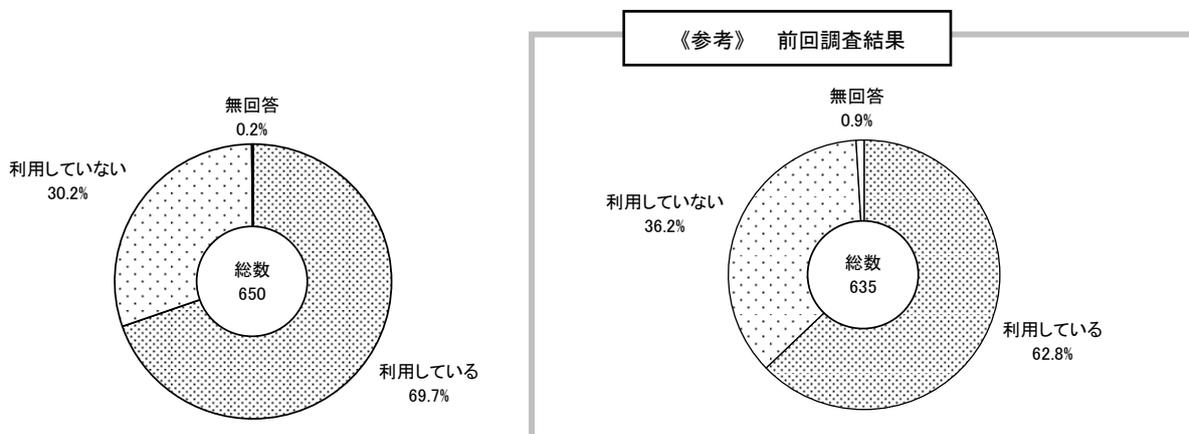
	就学前児童調査	小学生調査
配付数	1,000	1,000
回収数	650	666
回収率	65.0%	66.6%

(2) 認定こども園、幼稚園、保育所など定期的な教育・保育事業について

① 定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業を利用している就学前児童は 69.7%となっています。前回調査の結果と比べると 6.9 ポイント増加しています。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況

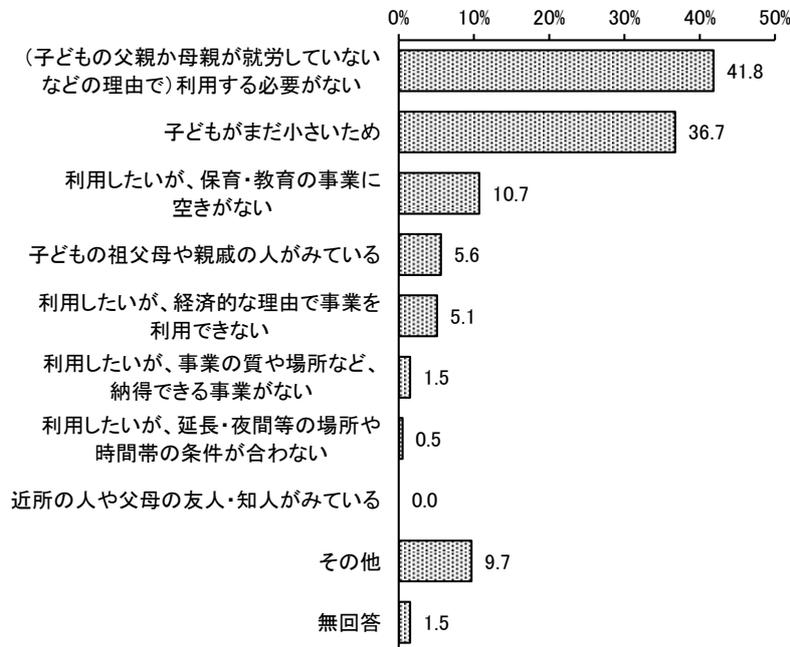




②定期的な教育・保育事業を利用していない理由

平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由について、「利用する必要がない」、「子どもがまだ小さい」に次いで、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が10.7%で続いています。

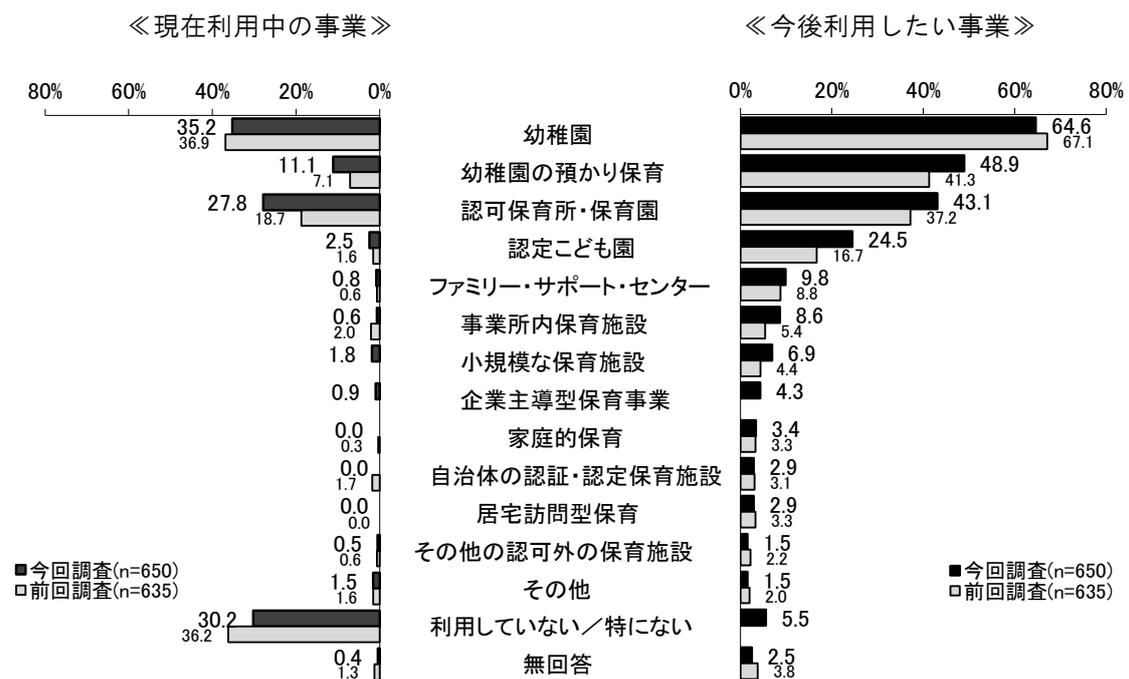
■ 定期的な教育・保育事業を利用していない理由



③今後の定期的な教育・保育事業の利用意向

教育・保育事業の今後の定期的な利用希望について、「認可保育所・保育園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」で前回調査を大きく上回っています。

■ 定期的にご利用している教育・保育事業及び今後の利用意向

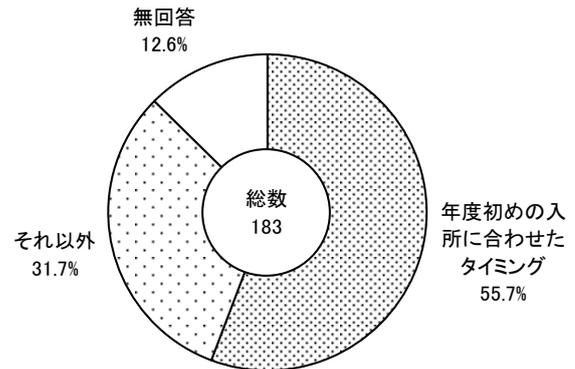
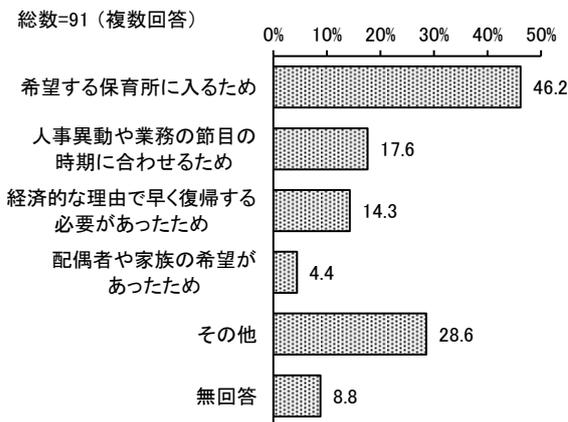


④ 育児休業からの職場復帰の状況

育児休業を取得した就学前児童の母親の約半数は希望よりも早く職場に復帰しており、その理由は、「希望する保育所に入るため」が46.2%で最多となっています。また、育児休業を取得した母親の55.7%は年度初めの保育所入所のタイミングに合わせて職場に復帰しています。

■ 希望よりも早く職場復帰した理由

■ 育児休業から職場に復帰したタイミング

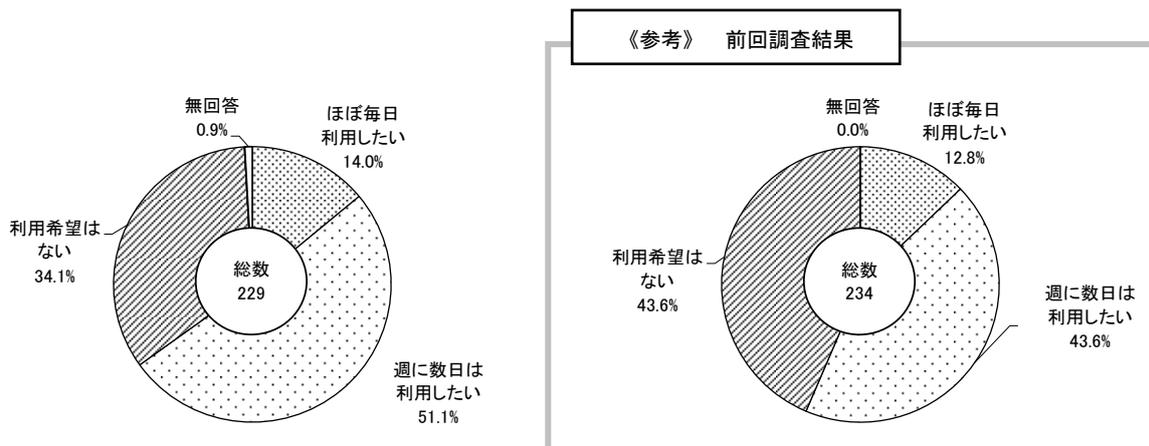


(3) 多様な保育サービスの利用ニーズについて

① 定期的な幼稚園の預かり保育、長期休暇中の利用希望

定期的な幼稚園の預かり保育の利用希望は48.9%で、前回調査より7.6ポイント増加しています。また、幼稚園の長期休暇期間中の利用希望（週に数日以上）は65.1%で、前回調査より8.7ポイント増加しています。

■ 長期休暇中の幼稚園の利用希望



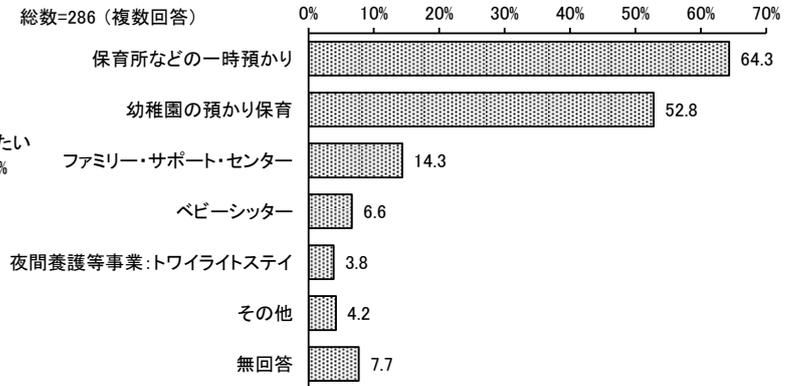
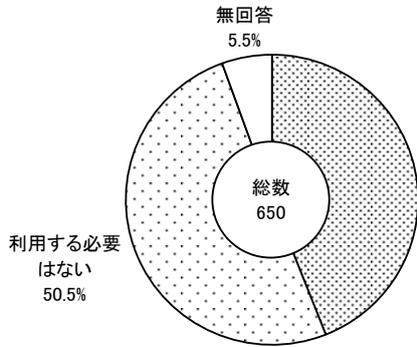


②一時的な預かりの利用希望

私用やフレッシュ、通院や出産等の目的での一時預かりの利用希望は44.0%で、希望する事業形態は、「保育所の一時預かり」(64.3%)、「幼稚園の預かり保育」(52.8%)が多くなっています。

■一時的な預かりの利用希望

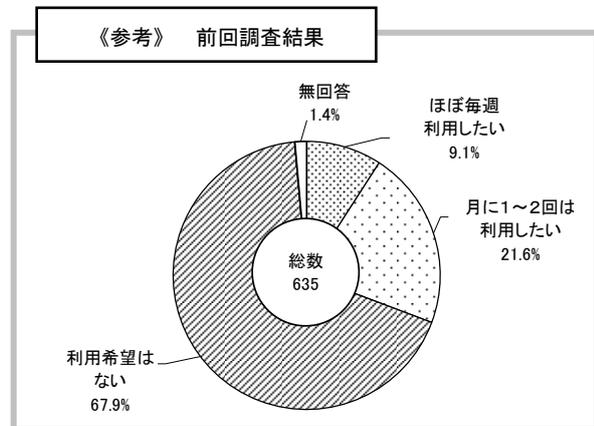
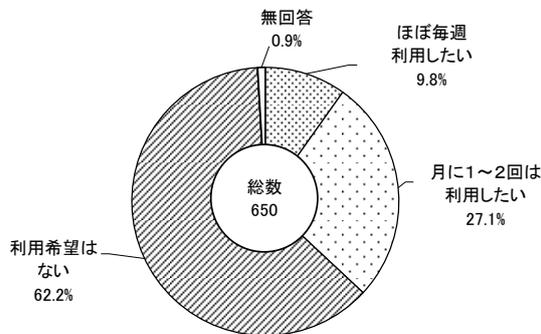
■希望する一時預かりの形態



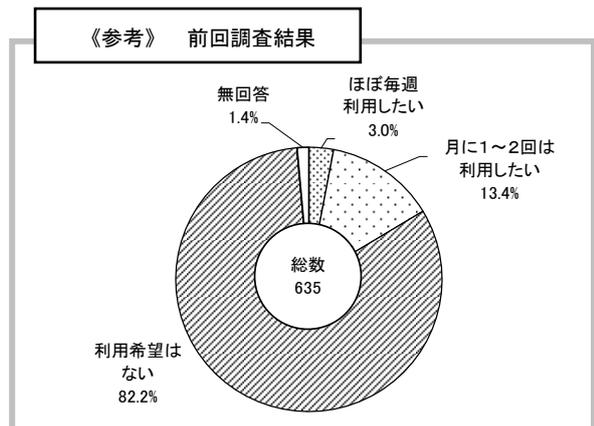
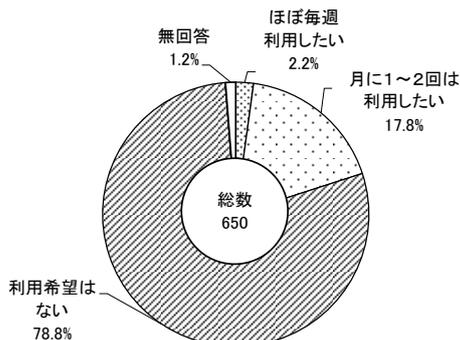
③平日以外の定期的な教育・保育事業の利用希望

平日以外の定期的な教育・保育事業の利用希望(月に1~2回以上利用したい)は、土曜日が36.9%、日曜日・祝日が20.0%となっており、いずれも前回調査を上回っています。

《土曜日》



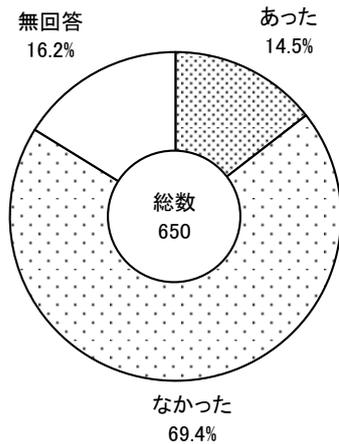
《日曜日・祝日》



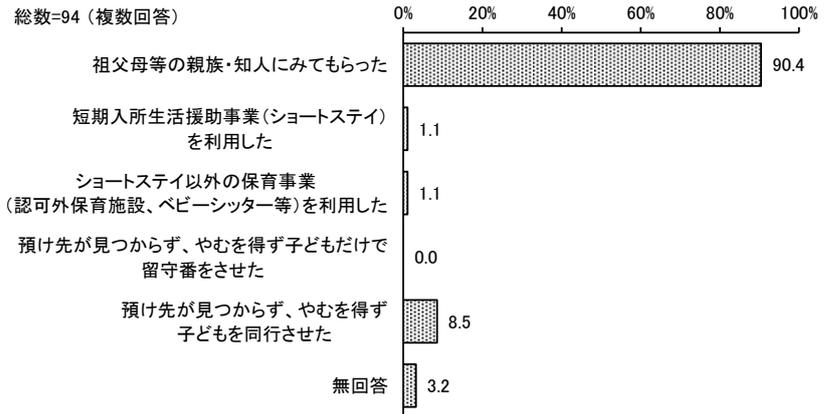
④宿泊を伴う一時的な預かりの状況

この1年間に、保護者の用事のために子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあったと回答した就学前児童の保護者は14.5%となっています。その大半(90.4%)は「祖父母等の親族・知人にみてもらった」と回答しており、その半数がその際に困難を感じています。また、預け先が見つからず、やむを得ず子どもを同行させたというケースもみられました。

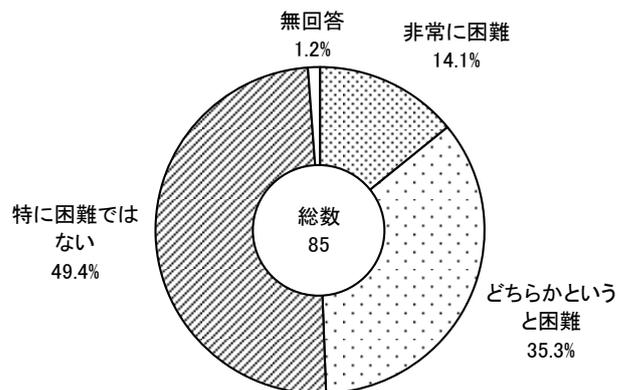
■泊りがけでみてもらわなければならなかったこと



■対処方法



■祖父母等の親族・知人に泊りがけで預けることの困難度



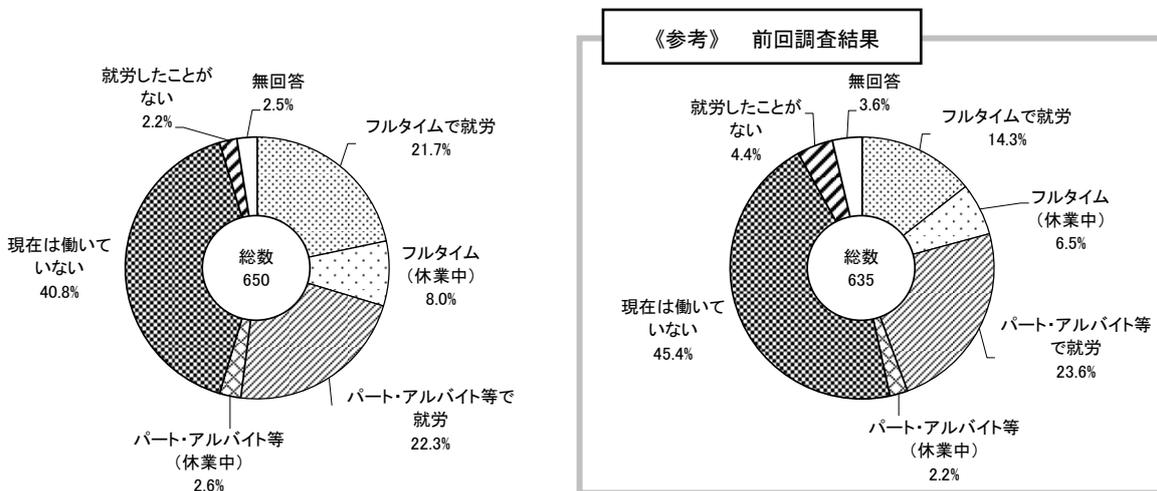


(4) 仕事と子育ての両立について

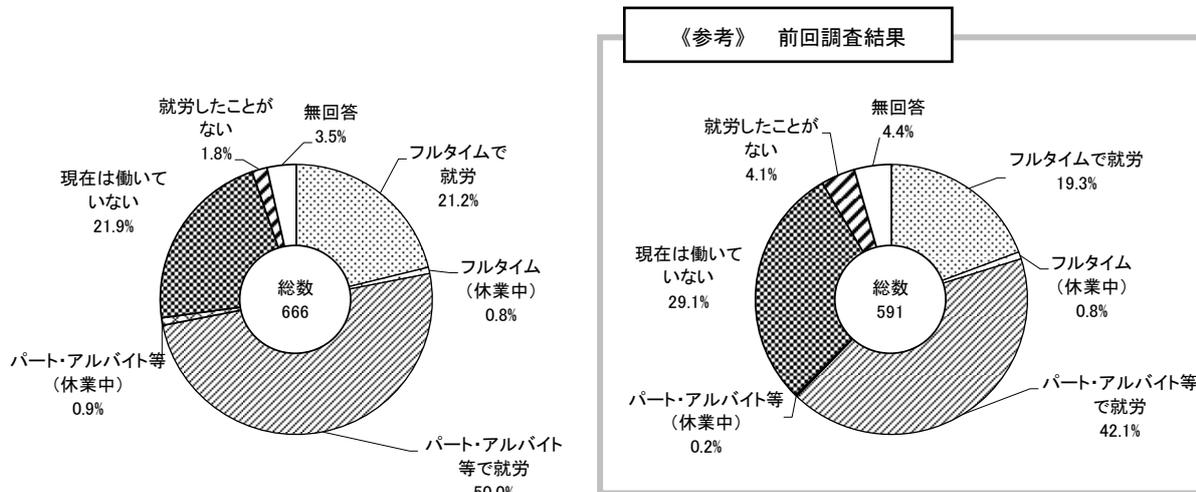
①母親の就労状況

就労中の母親は、就学前児童で 54.6%（うちフルタイム 29.7%）、小学生で 72.9%（うちフルタイム 22.0%）で、いずれも前回調査時よりも増加しています。

■就学前児童の母親の就労状況



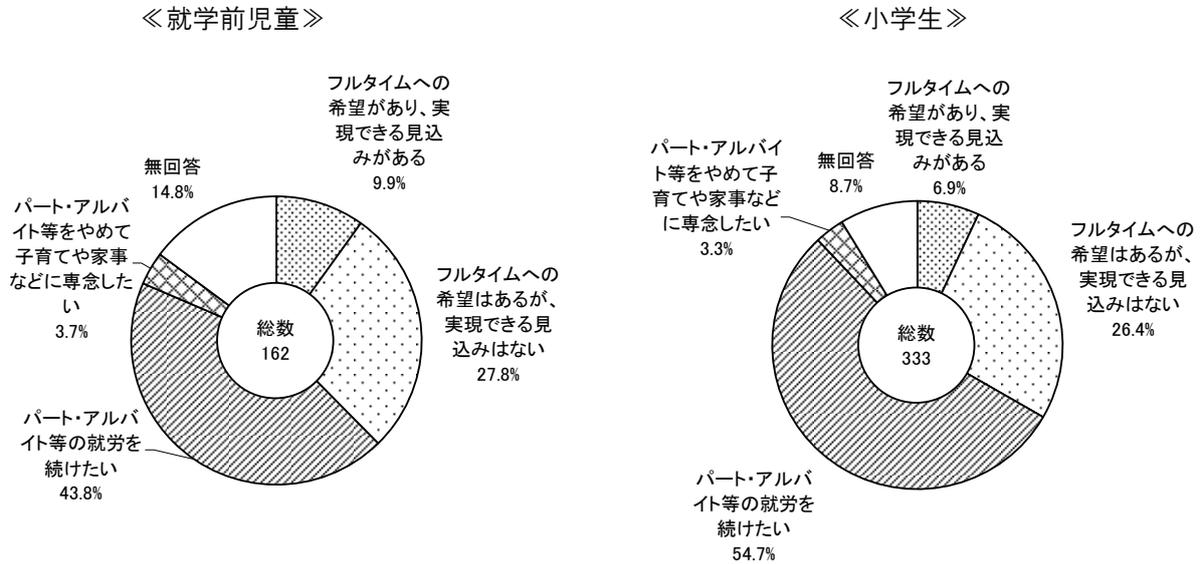
■小学生の母親の就労状況



②フルタイムへの転換希望

パート・アルバイトで就労している母親のうち、就学前児童の母親で37.7%、小学生の母親で33.3%がフルタイムへの転換を希望していますが、そのうちおよそ4分の3の人が「実現できる見込みはない」と回答しています。

■パートタイムで就労する母親のフルタイムへの転換希望

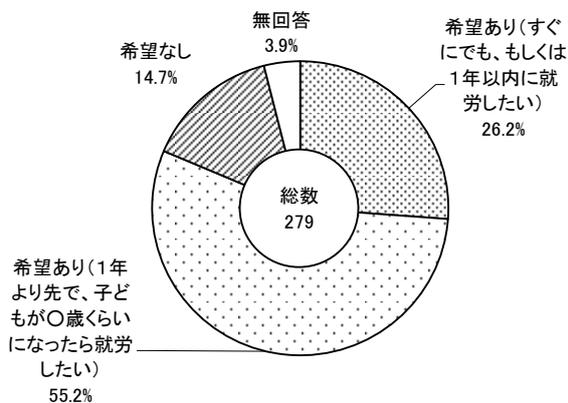


③今後の就労希望

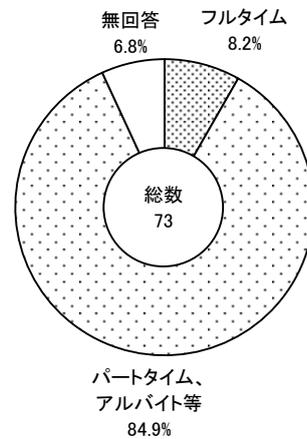
現在働いていない母親の多く（就学前81.4%、小学生70.9%）は今後就労することを希望しており、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した母親が希望する就労形態としては主にパート・アルバイトとなっています。

《就学前児童》

■今後の就労希望



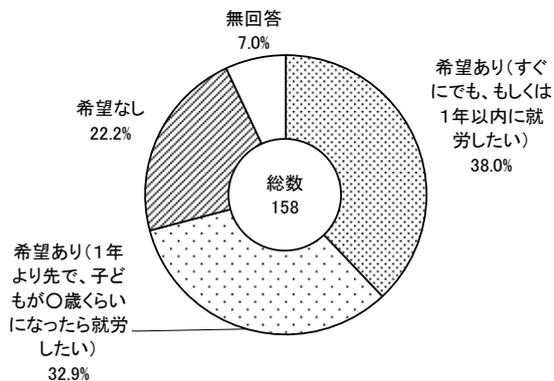
■希望する就労形態



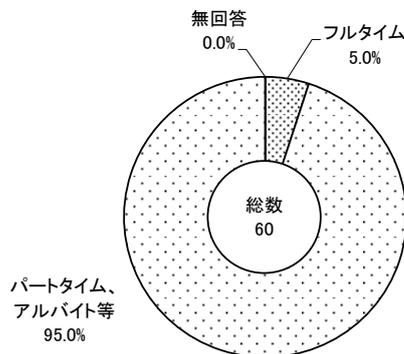


《小学生》

■ 今後の就労希望



■ 希望する就労形態

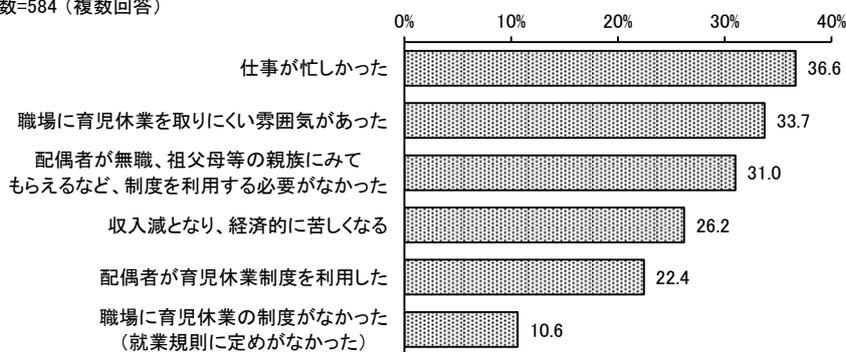


④ 父親の育児休業取得状況

育児休業を取得した就学前児童の父親は3.4%と少数であり、取得していない理由として、「仕事が忙しかった」36.6%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」33.7%などが上位にきています。

■ 育児休業を取得していない理由（就学前児童の父親）

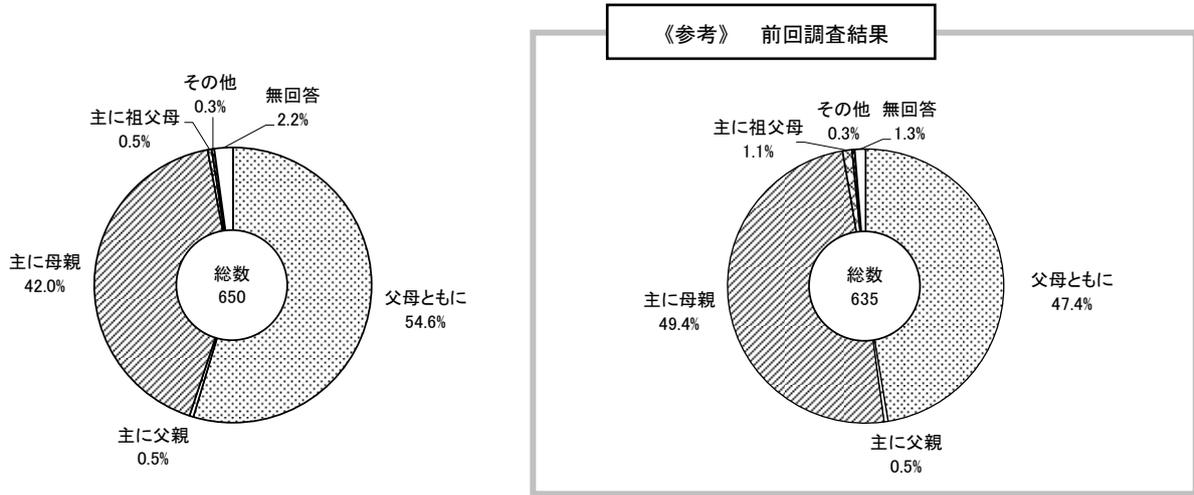
総数=584（複数回答）



⑤主に子育てを行っている人

就学前児童の家庭で、主に子育てを行っている人は、「父母ともに」が54.6%となっています。前回調査と比べると「父母ともに」が増加し、「主に母親」が減少しています。

■主に子育てをしている人（就学前児童調査）



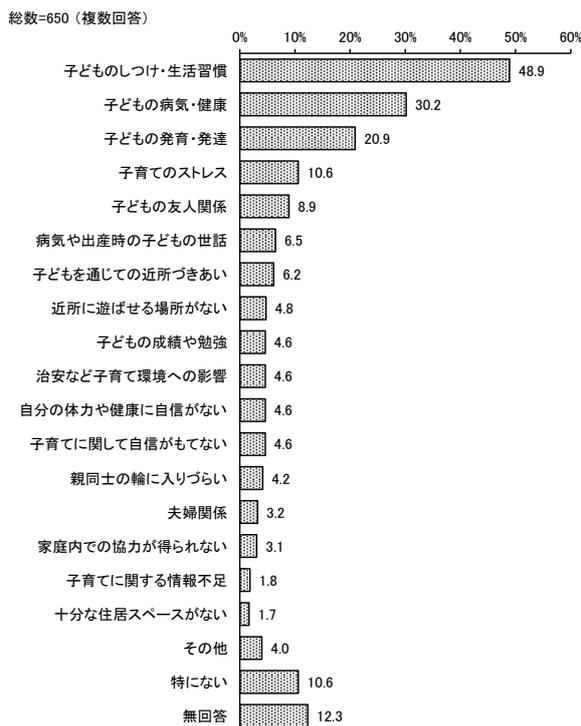
(5) 相談体制・情報提供について

①子育て中の悩み・不安と相談先

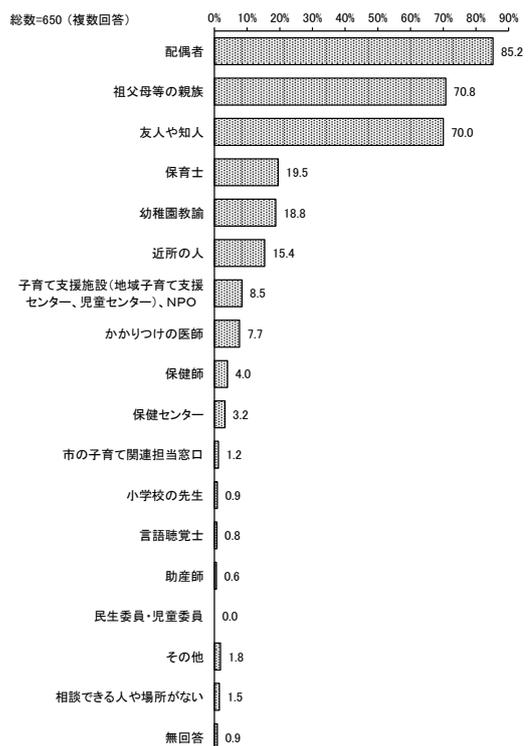
子育てをする中で悩みや不安を感じたり、困ったりしたことが「特にない」と回答した保護者は1割程度であり、多くの保護者が悩みや不安を感じています。

子育てをする上での相談先として、「配偶者」「祖父母等の親族」「友人や知人」などの身近な人が多く挙げられている一方で、公的機関を挙げているのは少数となっています。

■子育て中の悩みや不安（就学前児童調査）



■相談先（就学前児童調査）

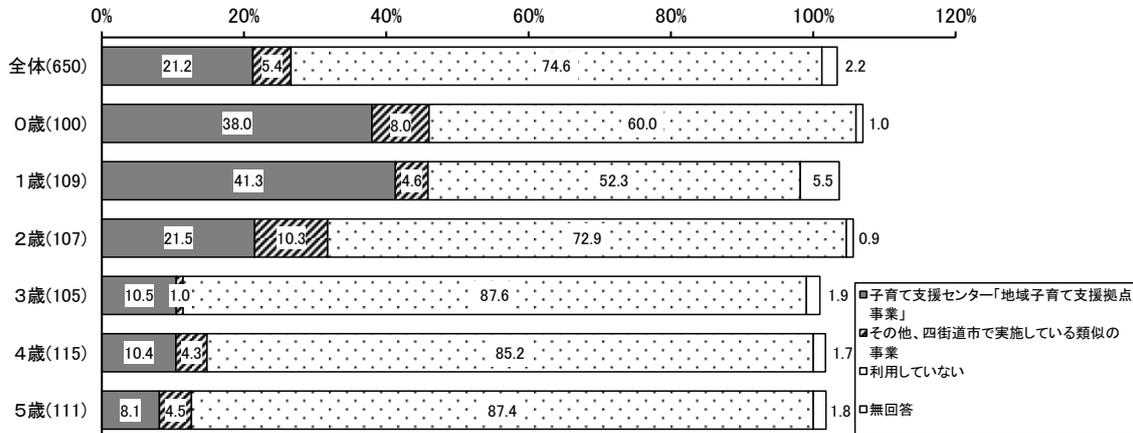




②子育て支援センターなどの利用状況

子育て支援センターなどの利用状況は、0～1歳児の保護者で4割程度と高くなっています。

■子育て支援センターなどの利用状況



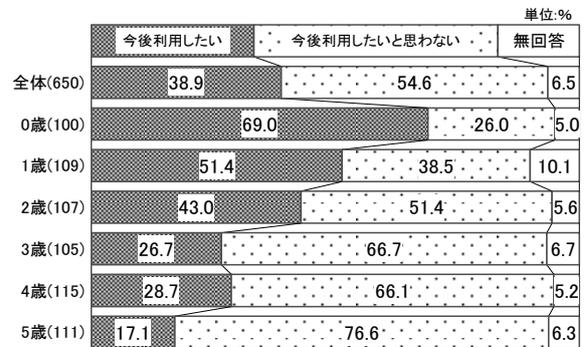
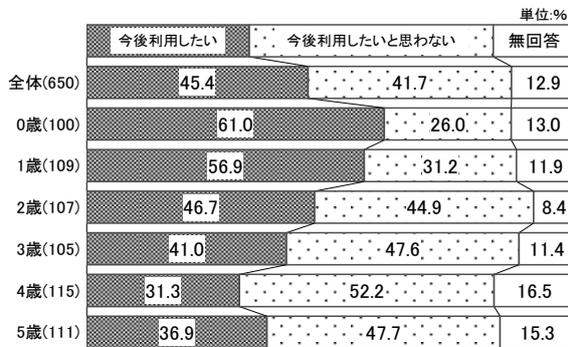
※複数回答方式のため、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超えます。

③子育て支援サービスの利用意向

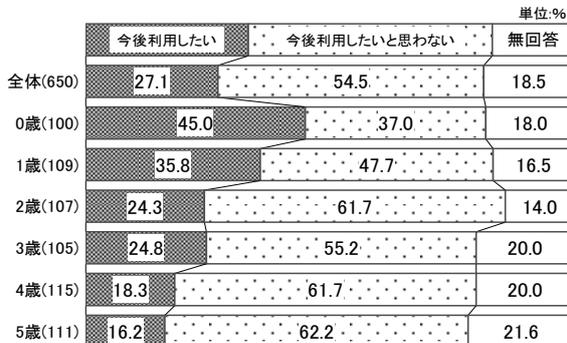
子育て支援サービスの利用意向は、0～1歳児の保護者で高くなっています。

■子育て支援サービスの今後の利用意向

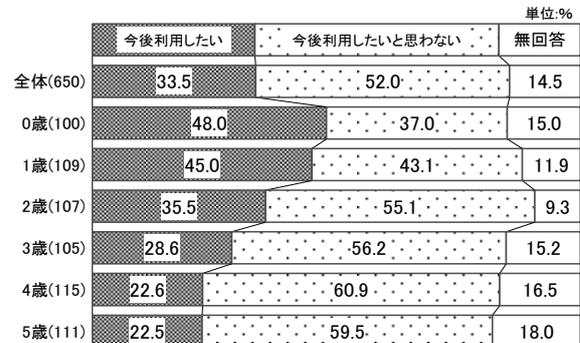
《児童センターで実施している子育て支援事業》 《子育て支援センター》



《子育てサロン》



《公民館で実施している子育て教室》





(6) 放課後や休日の過ごし方について

① 小学校入学後の放課後の過ごし方

母親がフルタイムで就労している就学前児童の家庭で、子どもが小学生のうちに放課後に過ごさせたい場所として「こどもルーム（学童保育所）」を希望する人は、低学年で73.8%、高学年で45.9%となっています。

《低学年》

		全体	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事・学習塾	児童センター	放課後子ども教室	こどもルーム（学童保育所）	プレレパーク	ファミリー・サポート・センター	その他（公民館、公園など）	無回答
全体		226 100.0	116 51.3	31 13.7	71 31.4	8 3.5	29 12.8	66 29.2	5 2.2	1 0.4	51 22.6	49 21.7
母親の就労状況	フルタイム	61 100.0	7 11.5	4 6.6	8 13.1	1 1.6	10 16.4	45 73.8	1 1.6	1 1.6	3 4.9	10 16.4
	パートタイム	72 100.0	43 59.7	9 12.5	27 37.5	2 2.8	4 5.6	16 22.2	4 5.6	-	21 29.2	15 20.8
	働いていない	89 100.0	64 71.9	17 19.1	34 38.2	5 5.6	14 15.7	5 5.6	-	-	26 29.2	23 25.8
	無回答	4 100.0	2 50.0	1 25.0	2 50.0	-	1 25.0	-	-	-	1 25.0	1 25.0

※母親の就労状況別の割合が全体の割合を5ポイント以上上回っているものについて、網掛けをしています。

《高学年》

		全体	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事・学習塾	児童センター	放課後子ども教室	こどもルーム（学童保育所）	プレレパーク	ファミリー・サポート・センター	その他（公民館、公園など）	無回答
全体		226 100.0	120 53.1	43 19.0	97 42.9	11 4.9	22 9.7	41 18.1	7 3.1	2 0.9	60 26.5	54 23.9
母親の就労状況	フルタイム	61 100.0	18 29.5	10 16.4	20 32.8	3 4.9	9 14.8	28 45.9	4 6.6	1 1.6	6 9.8	10 16.4
	パートタイム	72 100.0	42 58.3	13 18.1	34 47.2	3 4.2	3 4.2	6 8.3	2 2.8	1 1.4	24 33.3	17 23.6
	働いていない	89 100.0	58 65.2	19 21.3	41 46.1	5 5.6	9 10.1	7 7.9	1 1.1	-	29 32.6	26 29.2
	無回答	4 100.0	2 50.0	1 25.0	2 50.0	-	1 25.0	-	-	-	1 25.0	1 25.0

※母親の就労状況別の割合が全体の割合を5ポイント以上上回っているものについて、網掛けをしています。

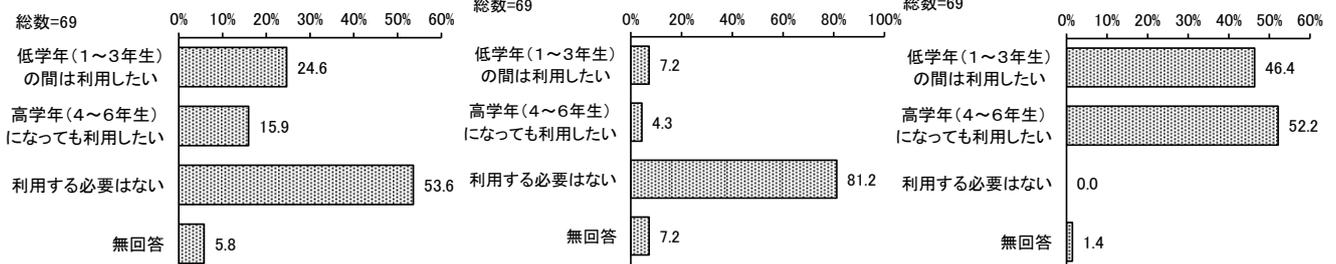
② 土曜日・日曜日、長期休暇期間中のこどもルームの利用希望

こどもルームの利用を希望する人（就学前児童の保護者）の土曜日の利用希望は、低学年が40.5%、高学年が15.9%、長期休暇期間中の利用希望は、低学年が98.6%、高学年が52.2%となっています。

《土曜日》

《日曜日・祝日》

《長期休暇期間中》





(7) 経済的に困難を抱える家庭の状況について

①家庭の主観的経済状況

家計の状態が苦しいと感じている家庭（小学生の保護者）の割合は35.3%で、ひとり親家庭に限ると68.9%を占めています。

■家計の状態（小学生調査）

		全体	ゆとりがある	ややゆとりがある	普通	やや苦しい	大変苦しい	わからない	無回答	ゆとりあり	普通	苦しい
全体		666 100.0	22 3.3	48 7.2	354 53.2	189 28.4	46 6.9	2 0.3	5 0.8	70 10.5	354 53.2	235 35.3
ひとり親家庭	ひとり親家庭	61 100.0	-	1 1.6	17 27.9	29 47.5	13 21.3	-	1 1.6	1 1.6	17 27.9	42 68.9
	ひとり親家庭ではない	597 100.0	22 3.7	46 7.7	332 55.6	159 26.6	32 5.4	2 0.3	4 0.7	68 11.4	332 55.6	191 32.0
	無回答	8 100.0	-	1 12.5	5 62.5	1 12.5	1 12.5	-	-	1 12.5	5 62.5	2 25.0

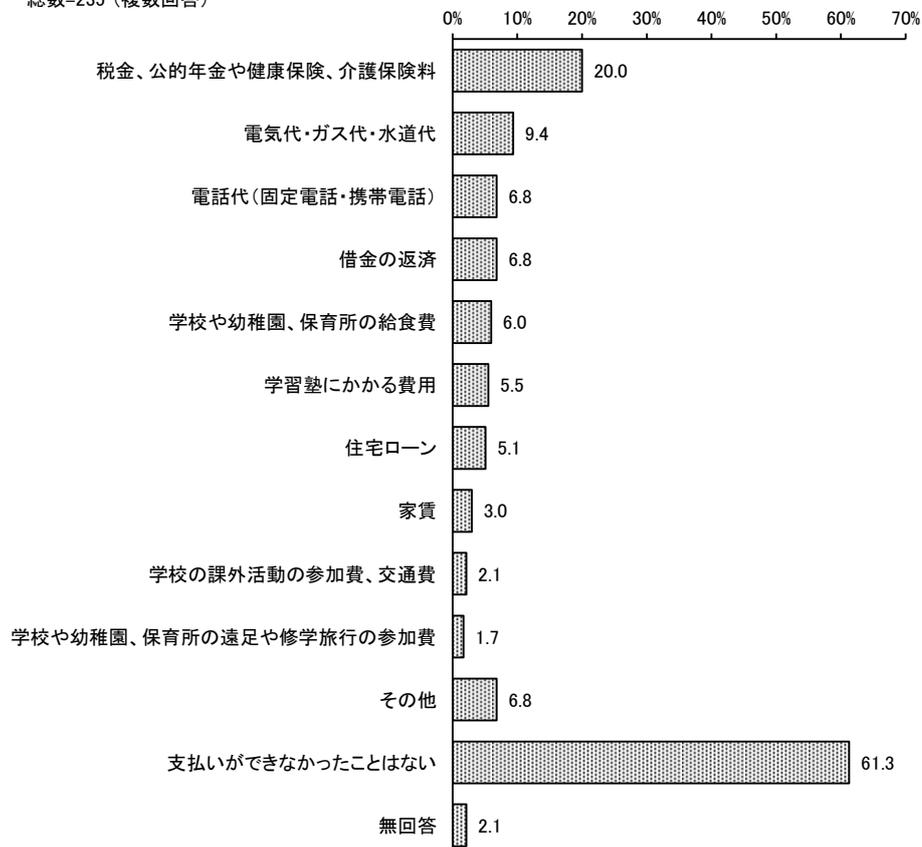
※家庭形態別の割合が全体の割合を5ポイント以上上回っているものについて、網掛けをしています。

②経済的理由から支払いができなかった経験

家計の状態が苦しい家庭の4割近くで、過去1年間に税金や年金、保険料などの支払いができなかった経験があると回答しています。

■支払いができなかった経験（小学生調査）

総数=235（複数回答）



③特に必要としている公的な支援

家計の状態が苦しいと感じている家庭が特に必要とする支援として、「高校・大学など就学に必要な費用の補助」53.2%、「学用品の支給」29.8%、「一時的に必要な資金を借りられること」11.5%が全体と比べて高くなっています。また、ひとり親家庭では、上記のほか「急な用事があったときの一時的な子どもの預かり」26.2%、「病児保育」11.5%なども高くなっています。

■特に必要としている公的な支援（小学生調査）

	全体	地域の就労情報の提供	就労に有利な資格取得にかかる支援	高校・大学など就学に必要な費用の補助	就学に必要な制服・文具等の学用品の支給	一時的に必要な資金を借りられること	住まい探しや住宅に関する支援	学校生活の悩みについて安心して相談できる窓口	学校や訪問など身近な場所で相談できる窓口	法律相談が受けられること	同じような悩みを持った人と知り合えること	親が居ない時間に子が安心して過ごせる場	急な用事（病気、事故等）があったときの一時的な子どもの預かり	病児保育（病児保育）	その他	特にない	無回答	
全体	666 100.0	52 7.8	56 8.4	311 46.7	147 22.1	32 4.8	29 4.4	85 9.8	14 2.1	18 2.7	25 3.8	161 24.2	130 19.5	36 5.4	27 4.1	107 16.1	36 5.4	
経済状況	ゆとりあり	70 100.0	3 4.3	6 8.6	22 31.4	10 14.3	1 1.4	- 14.3	1 1.4	2 2.9	3 4.3	12 17.1	16 22.9	2 2.9	7 10.0	17 24.3	3 4.3	
	普通	354 100.0	29 8.2	28 7.9	163 46.0	66 18.6	4 1.1	15 4.2	33 9.3	11 3.1	8 2.3	13 3.7	97 27.4	66 18.6	19 5.4	14 4.0	69 19.5	10 2.8
	苦しい	235 100.0	20 8.5	22 9.4	125 53.2	70 29.8	27 11.5	14 6.0	22 9.4	2 0.9	8 3.4	9 3.8	52 22.1	47 20.0	15 6.4	6 2.6	20 8.5	18 7.7
	経済的困難あり	88 100.0	6 7.0	4 4.7	41 47.7	28 32.6	20 23.3	7 8.1	9 10.5	1 1.2	2 2.3	1 1.2	18 20.9	16 18.6	5 5.8	1 1.2	4 4.7	12 14.0
	経済的困難なし	144 100.0	14 9.7	18 12.5	82 56.9	40 27.8	7 4.9	7 4.9	13 9.0	5 0.7	5 3.5	8 5.6	33 22.9	29 20.1	8 5.6	5 3.5	16 11.1	5 3.5
	無回答	5 100.0	-	-	2 40.0	2 40.0	-	-	-	-	-	-	1 20.0	2 40.0	2 40.0	-	-	20.0
	わからない	2 100.0	-	-	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	-	-	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-
	無回答	5 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
ひとり親家庭	ひとり親家庭	61 100.0	6 9.8	4 6.6	34 55.7	20 32.8	6 9.8	3 4.9	3 4.9	1 1.6	4 6.6	4 6.6	12 19.7	16 26.2	7 11.5	2 3.3	2 3.3	8 13.1
	ひとり親家庭ではない	597 100.0	46 7.7	52 8.7	275 46.1	127 21.3	26 4.4	26 4.4	82 10.4	13 2.2	14 2.3	21 3.5	148 24.8	113 18.9	29 4.9	25 4.2	102 17.1	28 4.4
	無回答	8 100.0	-	-	2 25.0	-	-	-	-	-	-	-	1 12.5	1 12.5	-	-	3 37.5	2 25.0

※家庭の経済状況別、家庭形態別の割合が全体の割合を5ポイント以上上回っているものについて、網掛けをしています。

④子ども食堂の利用意向

子ども食堂の利用意向は、家計の状態が苦しいと感じている家庭で50.6%、ひとり親家庭で55.7%となっています。

■経済状況別利用意向（小学生調査）

	全体	行かせたい	条件や時間や場所等、行かせたい	行かせたくない	行かせない	行かせない必要がない	無回答
全体	666 100.0	21 3.2	264 39.6	28 4.2	341 51.2	12 1.8	
経済状況	ゆとりあり	70 100.0	2 2.9	18 25.7	4 5.7	46 65.7	-
	普通	354 100.0	10 2.8	136 38.4	12 3.4	194 54.8	2 0.6
	苦しい	235 100.0	9 3.8	110 46.8	12 5.1	99 42.1	5 2.1
	わからない	2 100.0	-	-	-	2 100.0	-
	無回答	5 100.0	-	-	-	-	5 100.0

■家庭形態別利用意向（小学生調査）

	全体	行かせたい	条件や時間や場所等、行かせたい	行かせたくない	行かせない	行かせない必要がない	無回答
全体	666 100.0	21 3.2	264 39.6	28 4.2	341 51.2	12 1.8	
ひとり親家庭	ひとり親家庭	61 100.0	3 4.9	31 50.8	5 8.2	20 32.8	2 3.3
	ひとり親家庭ではない	597 100.0	18 3.0	231 38.7	23 3.9	315 52.8	10 1.7
	無回答	8 100.0	-	2 25.0	-	6 75.0	-

※家庭の経済状況別、家庭形態別の割合が全体の割合を5ポイント以上上回っているものについて、網掛けをしています。



⑤無料塾の利用意向

無料塾の利用意向は、家計の状態が苦しいと感じている家庭で80.4%、ひとり親家庭で83.6%となっています。

■経済状況別利用意向（小学生調査）

	全体	行かせたい	条件や時間や場所等、行かせたい	行かせたくない	行かせない	行かせない必要がない	無回答
全体	666 100.0	53 8.0	448 67.3	19 2.9	135 20.3	11 1.7	
経済状況	ゆとりあり	70 100.0	2 2.9	41 58.6	1 1.4	26 37.1	-
	普通	354 100.0	23 6.5	245 69.2	11 3.1	73 20.6	2 0.6
	苦しい	235 100.0	28 11.9	161 68.5	7 3.0	35 14.9	4 1.7
	わからない	2 100.0	-	1 50.0	-	1 50.0	-
	無回答	5 100.0	-	-	-	-	5 100.0

■家庭形態別利用意向（小学生調査）

	全体	行かせたい	条件や時間や場所等、行かせたい	行かせたくない	行かせない	行かせない必要がない	無回答
全体	666 100.0	53 8.0	448 67.3	19 2.9	135 20.3	11 1.7	
ひとり親家庭	ひとり親家庭	61 100.0	7 11.5	44 72.1	-	8 13.1	2 3.3
	ひとり親家庭ではない	597 100.0	46 7.7	397 66.5	19 3.2	126 21.1	9 1.5
	無回答	8 100.0	-	7 87.5	-	1 12.5	-

※家庭の経済状況別の割合が全体の割合を5ポイント以上上回っているものについて、網掛けをしています。

3 子ども・市民活動団体の意見

本計画策定の参考とするため、子どもや子どもに関わる活動を行っている市民活動団体から意見聴取を行いました。実施概要は以下の通りです。

(1) 森まつりアンケート調査

実施日	平成31年3月23日(土)
対象者	主に小学生
回答数	73人
実施概要	プレーパークどんぐりの森で開催された「森まつり」の来場者を対象に、「こんな四街道市に住みたい」などの項目についてアンケート調査を実施。

(2) 小学校高学年アンケート調査・グループインタビュー

実施日	アンケート調査：①令和元年6月9日(日)、②6月16日(日)、③7月7日(日) グループインタビュー：令和元年7月14日(日)
対象者	小学校高学年
回答数 参加者数	アンケート：①15人、②17人、③14人 計46人 グループインタビュー：17人
実施概要	小学校高学年の子どもを対象に、「放課後の過ごし方」や「将来のこと」などの項目についてアンケート調査及びグループインタビューを実施。

(3) 市長・教育長とのランチトーク

実施日	①令和元年6月25日(火)、②6月28日(木)、③7月3日(火)、④7月4日(水)、 ⑤7月10日(水)、⑥7月12日(金)
対象者	小学校6年生・中学校2年生
参加者数	小学校4校(6年生：99人)、中学校2校(2年生：35人) 計134人
実施概要	市長・教育長が小・中学校に出向き、児童生徒と一緒に給食を食べながら意見交換を実施。

(4) 中学生・高校生ワークショップ

実施日	令和元年7月14日(日)
対象者	主に中学生・高校生
参加者数	14人
実施概要	市内在住の中学生・高校生などを対象に「放課後や休日の居場所」などについてワークショップを実施。

(5) 市民活動団体アンケート調査・グループインタビュー

実施日	アンケート調査：令和元年6月17日(月)～7月5日(金) グループインタビュー：令和元年7月12日(金)
対象者	市民活動団体の代表者など
対象団体数	アンケート：13団体(グループインタビュー：4団体)
実施概要	市内で子どもに関わる活動をしている市民団体を対象に、「活動上の課題」や「市が力を入れるべきこと」などの項目などについてアンケート調査を実施したのち、4団体を対象にグループインタビューを実施。



(1) 森まつりアンケート調査

《四街道市の好きなところ》

- 森や自然があるところ
- 公園がいっぱいあるところ
- やさしい人が多い、みんな挨拶してくれる、地域の方が見守ってくれるところ
- 平和なところ

《〇〇〇な四街道市に住みたい》

- 楽しい四街道市に住みたい。
- 公園・遊び場がある四街道市に住みたい。
- 平和で犯罪や事故のない安全な四街道市に住みたい。
- みんなが笑顔（仲のいい）の四街道市に住みたい。

(2) 小学校高学年アンケート・グループインタビュー

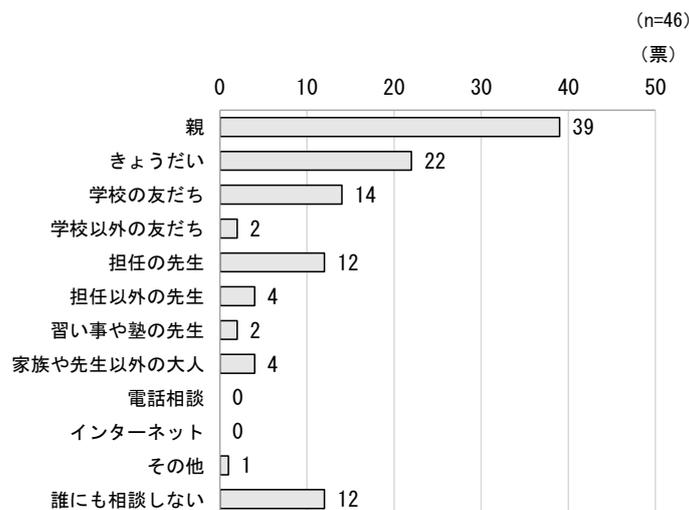
①アンケート調査

《四街道市にあると楽しい場所》

- 広くて大きくていっぱい遊具がある公園、ボールが使える公園
- 子どもが思いっきり遊べる場所
- 遊園地（テーマパーク）、動物園、大きなプール
- 子どもだけで行くことができ、高学年でも楽しめる場所

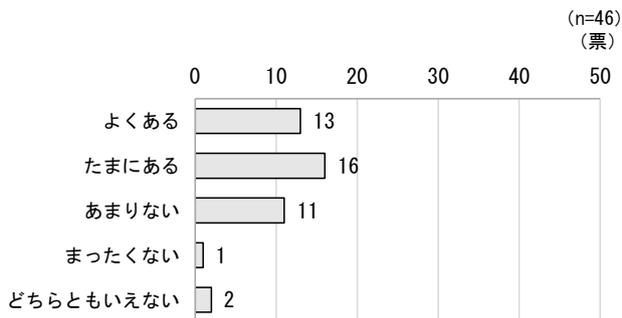
《悩みや困りごとの相談相手》

「親」が最も多く、次いで「きょうだい」、「学校の友だち」、「担任の先生」が続く。
「誰にも相談しない」も3割弱（12人）と多い。



《地域の大人との関わり》

学校の先生や家族以外の大人と話すことが『(よく+たまに) ある』が6割強(29人)、
『(あまり+まったく) ない』が3割弱(12人)。

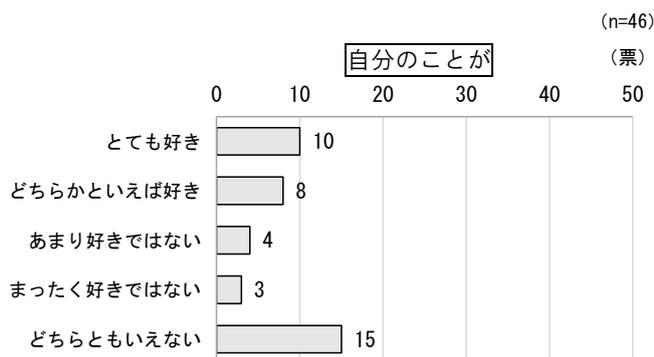


※無回答2票

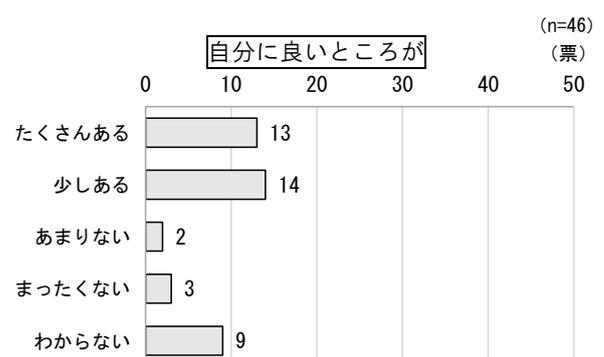
《自己肯定感》

自分のことが『(とても+どちらかといえば) 好き』が4割弱(18人)、
『(あまり+まったく) 好きではない』と『どちらともいえない』を合わせると5割弱(22人)。

自分に良いところが『(たくさん+少し) ある』が6割弱(27人)、
『(あまり+まったく) ない』と『わからない』を合わせると約3割(14人)。



※無回答6票



※無回答5票

■学校の先生や家族以外の大人と話すことの有無と自己肯定感(自分のことが好きか)の関連性

	自分のことが好き	自分のことが好きではない ・どちらともいえない
家族等以外の大人と話すことがある	44.8%	47.8%
家族等以外の大人と話すことがない ・どちらともいえない	35.7%	57.1%

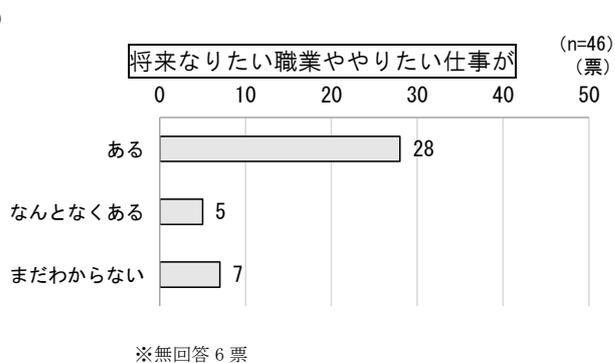
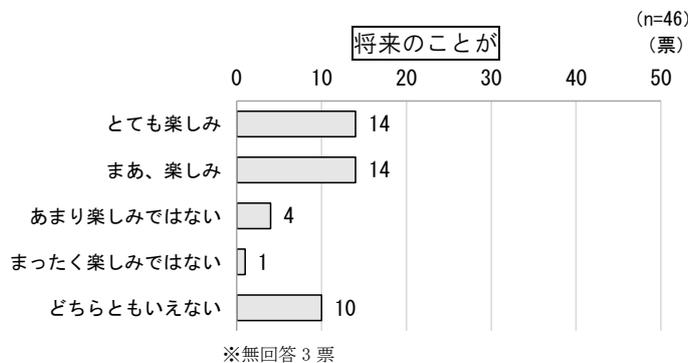
※無回答があるため合計が100%になりません。



《将来のこと》

将来のことが『(とても+まあ) 楽しみ』が6割強 (28人)、『(あまり+まったく) 楽しみではない』と『どちらともいえない』を合わせると3割強 (15人)。

将来なりたい職業ややりたい仕事が『ある』が6割強 (28人)、『なんとなくある』と『わからない』を合わせると3割弱 (12人)。



■ 自己肯定感(自分のことが好きか)と将来イメージ(楽しみか)の関連性

	将来のことが楽しみ	楽しみではない ・どちらともいえない
自分のことが好き	77.8%	22.2%
自分のことが好きではない ・どちらともいえない	54.5%	45.5%

②グループインタビュー

《市に改善してほしいこと》

- ボールの使える公園を増やしてほしい。
- 通学路が危ない(狭い、交通ルールを守らない車両がいる)ので、安全に登下校できるようにしてほしい。
- 道や公園にゴミが散乱している。
- もっと四街道市をアピールしてほしい。

《こんな四街道市にしてほしい》

- 安全・安心な四街道市にしてほしい。
- きれいな四街道市にほしい。
- 犯罪のない四街道市にほしい。

(3) 市長・教育長とのランチトーク

《学校設備について》

- 特別教室にエアコンをつけてほしい。冷水機を設置してほしい。
- 老朽化した設備や備品（トイレ、机等）を新しくしてほしい。
- 校庭を整備（土の入れ替え、遊具の設置）してほしい。
- 夏休み期間中、プールを開放してほしい。

《放課後の遊び場・居場所について》

- 児童センターを増やしてほしい。
- 思いっきり運動のできる場所やボール遊びのできる場所を増やしてほしい。
- 公園に野球場やバスケットコートをつくってほしい。

《道路・交通について》

- 交通量の多い交差点に信号を設置してほしい。
- 通学路にゴミが捨てられていたり、収集日以外にゴミが出されているのを改善してほしい。
- バスの便を増やしてほしい。



(4) 中学生・高校生ワークショップ

テーマ:放課後や休日の居場所 “あったらいいな こんな場所”

《A 班》

四街道市にあったらいい場所	その実現に向けて
<中高生向けの居場所> ・「わろうべの里」のような場所やフリースペース・子ども食堂などが歩いて行けるくらいの場所にあるといい(学区に1つほしい)	・空き家などを活用する。 ・地域のおばあちゃんにご飯をつくってもらう ・たくさん利用してもらうために看板をつける、手紙を配ってもらう、SNSで情報を拡散する

《B 班》

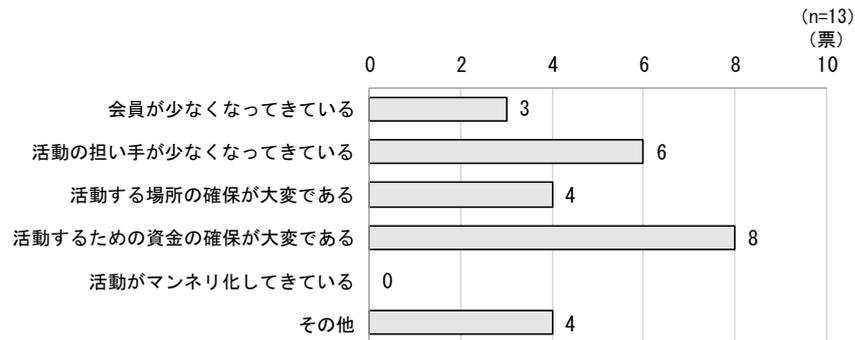
四街道市にあったらいい場所	その実現に向けて
<集まって遊べる場所> ・総合公園のようなボール遊びもアスレチックもできる場所 ・子どもたちだけで行きたい	・公共交通(バス)の増発 ・駅やヨーカドーも停まるといい
<花火ができる場所> ・花火ができる場所がほしい	・学校の校庭を開放 ・地域の大人に協力してもらい、一緒にやる ・安全に花火をするための用具の貸出

《C 班》

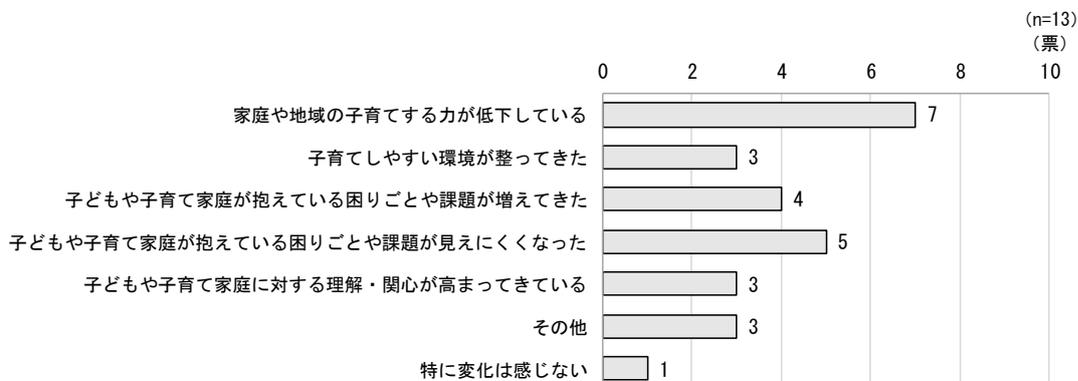
四街道市にあったらいい場所	その実現に向けて
<長く居られる場所> ・いろいろなことが楽しめる場所 ・買い物できる店舗や飲食店もあると良い	・大きなショッピングモールを誘致する。 ・できれば運動やジムができる場が併設されているといい
<いろいろ選べるバイトの場> ・自分で稼いでお金を使いたい	

(5) 市民活動団体アンケート調査・グループインタビュー

《活動上の課題》

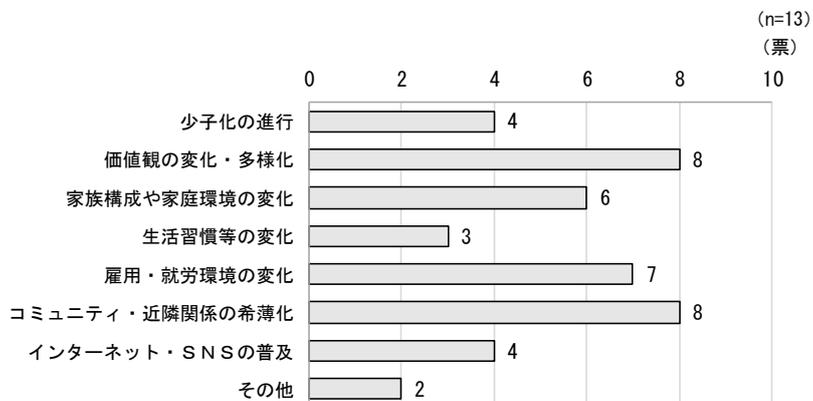


《四街道市の子ども・子育て環境の変化》



- 地域の中で大人が子どもを見守る機能がなくなりつつある。(顔や名前も分からない)
- 中高生の孤食やお昼を食べられないなど、水面下では食に関する問題を抱えている子どもは多くいるように感じる。
- 公園ではボール遊びはするな、人の家にあがってはいけないなど、子どもたちが自分で遊べる場が少なすぎる。
- 親自身も本心で話せる場や機会が必要。

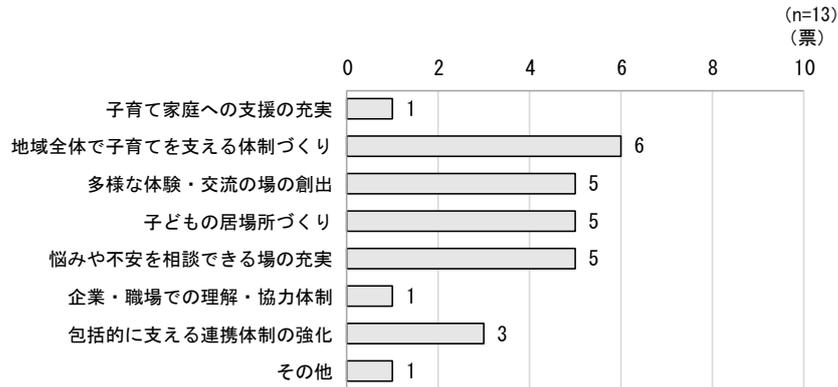
《子ども・子育て環境の変化の背景》



- 地域の行事や近隣同士のコミュニケーションも取れていなく、自治会に入らない若い世帯が増加している。



《子どもの健やかな成長のために市が力を入れるべきこと》



- 母親が子育てを楽しめる環境を整える必要がある。
- 保護者をサポートする活動の情報をあまり耳にしない。
- 先生でも親でもない大人と関わることが子どもにとって必要ではないか。
- 雨のときに遊べる屋根のある遊び場が少ない。
- 中高生が安心して過ごせ、気軽に悩みを相談できる場が必要だと思う。
- いじめや虐待などの問題を専門家等に相談できる場があるとよいと思う。
- 企業や職場の理解や協力を得ることは、市などの行政でなければ実現が難しい。
- 子どもや子育てを支援する団体同士や行政が組織の壁を越えて、情報を共有し、市全体で包括的に支えていける体制をつくる必要がある。

②グループインタビュー

＜担い手の確保について＞

- ボランティアスタッフのみだと継続していくには限界がある。職業として定着できるのが理想。
- 参加者だった子ども達が成長して手伝ってくれるケースもある。
- 知識があり時間に余裕のある人（子育てがひと段落した人等）がいれば声をかけてみたい。団体と人をつなぐマッチング制度があればいいのではないかな。

＜居場所づくりについて＞

- 巣立った子がたまに来てスタッフと話をしていることが多い。（話を聞いてもらいたいのだと思う）。何かあったときに話せる大人がいること、その大人がいつも同じ場所にいるのは大事だと感じる。
- 毎日開いていて、子どもが放課後などに気軽に立ち寄れる場所があると良いと思う。

＜市が力を入れるべき取組について＞

- 場所を求めている人（団体）は多い。学校の空き教室を使えるようにしてほしい。
- 毎日開催している居場所（団体）に対する支援を検討してほしい。
- 子育て支援センターの支援員の質の向上にも取り組んでほしい。
- 最近、外国人の家庭も増えているので、そういった子達にも目を向けてほしい。

4 本市の子ども・子育て支援に係る課題の整理

各種統計データ、ニーズ調査、子ども・市民活動団体の意見などから、これからの子ども・子育て支援における課題を以下の通り整理しました。

	各種統計データ	ニーズ調査(保護者)	小中学生アンケート ・ランチトークなど	中学生・高校生 ワークショップ	市民活動団体	課題
保育サービス	・女性の労働力率の上昇 ・3号認定(1,2歳)の増加	保育所、幼稚園の預かり保育等のニーズの高まり 保育所入所のために育児を早めに切り上げているケースがみられる				保育ニーズに応じた提供体制の確保
		幼稚園の預かり保育や長期休暇中の利用希望が増加 宿泊を伴う一時預かりニーズが一定数ある				多様な保育サービスの充実
子ども・子育て家庭の状況	・核家族世帯割合が高い ・ひとり親家庭の増加	子どものしつけや病気、発育・発達等に悩んでいる親が多い 特に0～1歳児の保護者に子育て支援センター、児童館、公民館事業、子育てサロン等の利用意向が高い			家庭や地域の子育て力が低下していると感じている人が多い 保護者をサポートする活動があまりないのでは	保護者支援(親育ち)の充実
		相談先として公的機関を利用している人の割合は低い	主な相談相手は「親」。誰にも相談しない人が3割弱		いじめや虐待などの問題を専門家等に相談できる場が身近にあるといい	包括的な相談支援体制の強化
		小学生がいるひとり親家庭の約7割が家計が苦しいと感じている 家計が苦しい家庭の子ども食堂や無料塾の利用意向が高い	自分自身のことが「好き」は4割弱 将来大人になることについて「楽しみではない」「どちらでもない」が3割強		中高生の孤食や昼食を食べないなど食の問題を抱えている子どもが多い	すべての子どもの健全な成長支援
地域・子育て環境	・共働き家庭の増加	思い切り運動のできる場やボール遊びができる場がほしい 夏休み中、学校のプールを開放してほしい 校庭に遊具を設置してほしい		ボール遊びやアスレチックができる場がほしい 総合公園までのバスが充実するとい	子どもたちが自分で遊べる場が少ない 雨の日でも遊ぶことができる場があるとい	思い切り遊ぶことのできる場の充実
		共働き家庭のこどもルームの利用意向が低学年で7割強、高学年で5割弱と高い	学校の先生や家族以外の大人と話すことがない子どもが3割弱	フリースペースや子ども食堂のような居場所がほしい いろいろ楽しめて長く居られる場がほしい	親以外の大人と関わる場が必要 中高生が安心して過ごせる場所が必要	地域の子ども・親の居場所づくり
		母親が専業主婦、パートの場合、放課後過ごさせたい場所は「自宅」に次いで「習い事」、「その他(公民館・公園など)」が高い	児童センターを増やしてほしい	中高生向けの居場所が歩いて行けるくらいの近くにほしい 空き家を活用できないか	親自身も本心で話せる場や機会が必要 学校の空き教室を活動場所として有効活用できないか	
				大人の見守りで花火ができるといい 地域のおばあちゃんにご飯をつくってもら	自治会に入らない若い世代が増えてきている 多くの団体が活動の担い手及び資金の確保が課題 団体同士や行政が連携する体制づくりが必要	地域活動の活性化支援
		父親が育児休業を取得しない理由は、「仕事が忙しい」、「職場に取りにくい雰囲気があった」			企業・職場の理解・協力を得ることは、市(行政)でなければ難しい	父親の家庭参画と働き方の見直しの促進
			特別教室にもエアコンをつけてほしい 車通りの多い交差点に信号を付けてほしい 通学路が狭くて危ない場所がある			地域の大人が子どもを見守る機能がなくなりつつある



(1) 保育ニーズに応じた提供体制の確保

子育て世代の女性の労働力率が上昇し、共働き世帯が増加する中、保育所ニーズが拡大し、特に1、2歳の保育所利用者が増加しています。

本市では、保育所等の整備により平成31年4月時点で待機児童がゼロになりましたが、今後も就労意向の高まりに伴い、保育所の利用を希望する人の増加が見込まれます。保育ニーズの把握に努めつつ、計画的な提供体制の整備、充実を図っていく必要があります。

(2) 多様な保育サービスの充実

ニーズ調査の結果をみると、フルタイムで就労している母親が増加する一方、「パートタイムでの就労を続けたい」、「1年以内に働く場合はパートタイムで」、とする母親も多く、幼稚園の預かり保育や長期休業中の保育を希望する人も増えています。また、宿泊を伴う一時預かりのニーズも一定数見られます。

多様な就労形態やニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。

(3) 保護者支援（親育ち）の充実

核家族化の進行等に伴い、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、保護者の多くが子どものしつけや病気、発育・発達について悩み、不安に感じています。

3歳未満児の保護者を中心に子育て支援センターや児童センター、公民館で実施する事業、子育てサロン等への参加意向も高く、それらを活用した取組や母子保健事業や家庭教育支援等を通じた保護者支援に取り組むとともに、3歳児以降の保護者に対してもサポートする機会の充実を図っていく必要があります。

(4) 包括的な相談支援体制の強化

悩みや不安の主な相談先は、配偶者、祖父母等の親族、友人や知人であり、公的機関に相談する人は少数となっています。身近な親族、友人や知人への相談の中で解決できない場合等に保護者や子どもが気軽に相談でき、必要に応じて専門的な支援につなぐ体制づくりが必要です。

また、いじめや虐待、貧困問題などは相談しにくく、潜在化しやすい問題でもあることから、関係機関が連携し、妊娠期からの切れ目のない支援により、信頼関係の中から包括的な相談支援につなげていくことが重要です。

(5) すべての子どもの健やかな成長支援

ひとり親家庭の保護者の7割以上が、家計が苦しいと感じています。また、食の問題を抱えている子どもが多いとの指摘があります。

子ども食堂や無料塾の利用意向が高いことから、地域でのそうした場の充実を図り、活動を通じた食の提供や学習支援に加え、居場所づくりや様々な交流の創出を図り、子どもの自己肯定感を育むなど、生まれ育った家庭環境等にかかわらず、すべての子どもが健やかに育つための支援の充実を図っていく必要があります。

(6) 思い切り遊ぶことのできる場の充実

子どもたちは、思い切り体を動かしたり、やりたいことをしたりできる自由な遊び場の充実を望んでいる一方で、そうした遊び場が少なくなってきました。

既存の地域資源を最大限に活用し、地域の大人たちの理解、協力も得ながら、子どもたちが思い切りかつ安心して遊ぶことのできる場を創出していくことが求められています。

(7) 地域の子ども・親の居場所づくり

共働き等世帯の子どもの放課後の居場所としてこどもルームの利用希望が高くなっています。就労意向の高まりに伴い、今後もニーズが拡大すると見込まれることから、提供体制の充実を図っていく必要があります。

また、中高生からは、おしゃべりや勉強などができるスペースや1人で過ごせる身近な場所がほしいとの声が聞かれ、市民活動団体からは、親以外の大人と関わることもできる場、さらには親自身が本音を話せる場の必要性が求められており、地域の中のそうした「居場所」の充実を図る必要があります。

(8) 地域活動の活性化支援

地域コミュニティにおける関係の希薄化等から地域の子育て力の低下が指摘されています。また、価値観の多様化、生活スタイルの違い等から、若い世代を中心に自治会への加入や地域活動に参加する家庭が少なくなってきました。

地域ぐるみで子どもを育み、見守り、子育て家庭を支えるためにも、地域で子育て支援を行う団体等の担い手の確保や資金的支援、団体同士の連携づくり等により、活動の活性化を図っていく必要があります。

(9) 父親の家庭参画と働き方の見直しの促進

ほとんどの父親は育児休業を取得しておらず、その理由として、「仕事が忙しかった」、「職場に取りにくい雰囲気があった」等が挙げられています。

長時間労働が社会問題化し、働き方改革が求められる中、ワーク・ライフ・バランスの実現と父親の家庭参画を促進するためにも、企業・事業所等における取組を促進するとともに、働き方の見直しに向けた意識啓発を図る必要があります。

(10) 子どもの安全・安心の確保

近年、全国的に子どもが巻き込まれる事件、事故が多発し、安全・安心に対する関心、ニーズが高まっています。子どもたちからは、危険性の高い場所に対する安全性の確保を求める声が聞かれる一方で、地域住民による子どもの見守り機能の低下が指摘されています。

子どもたちの安全・安心を確保していくためにも、ハード・ソフト両面での取組が必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市は、将来に向かって、めざすべきまちの姿である将来都市像を「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」と設定し、本市の地域資源である、人、自然、歴史を大切にしながら、文化を育み、都市機能と市民活動、そして子育て環境を充実していくことで、誰もが安心して快適に暮らせる都市として、選ばれる四街道をめざしています。

前計画では、さらに子育て環境の充実を図るため、「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道」を基本理念とし、子育て支援サービスの充実にとどまらない、地域全体で子どもを育み、子育て家庭を応援するまちの実現に向け取り組んできました。

この理念には、子どもは「生きる力」、「今とこれからを生き抜く力」を生まれ持っており、その自立心の育成、心身の調和のとれた発達のために、地域全体で子どもの成長や子育て家庭に理解や関心を持ち、寄り添うことが大切であるとの思いが込められており、それは今後も変わらず持ち続けるべき理念であると考えます。

このことから、本計画では、引き続き「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道」を基本理念とし、地域住民と行政が一体となって地域の子育て環境の向上に取り組み、地域（みんな）で子どもの健やかな成長を支え、子育て家庭を応援するまちをめざします。

すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道



2 基本方針

本計画では、基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を設定して、それらを柱として総合的に子ども・子育て支援に関する各施策を推進していきます。

基本方針1 多様な子育て支援の充実

子どもが健やかに成長できる環境づくりに向けて、質の高い教育・保育サービスの提供体制の強化や多様な保育サービスの充実を図るとともに、在宅での子育てを含むすべての子育て家庭を支援するための地域の子育て支援サービスを充実します。

また、子育てに対する負担や不安・孤立を感じる家庭に寄り添いながら、相談しやすい体制づくりを進め、親としての成長を支えるための支援の充実を図ります。

さらに、地域住民による子育て支援の推進や多様な交流機会の充実により、地域全体で子育て家庭を応援するまちをめざします。

基本方針2 子どもや母親の心とからだの健康づくり

子どもの健やかな心身の成長と母親の心身の健康保持のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図り、子どもの健康状態及び母親や家庭の状況把握に努めつつ、必要に応じて専門的な支援につなげます。

また、すべての子どもが安心して医療を受診できるよう、小児救急医療体制について周知を図るとともに、医療に係る経済的負担の軽減を図ります。

基本方針3 豊かな心を育む育成環境の整備

こどもルームや放課後子ども教室などの放課後児童対策の推進や子どもたちが安心して思い切り遊ぶことができる場の充実を図るとともに、子どもが地域の中で、様々な体験や交流、関わりを重ねながら自己肯定感や社会性等を育むことができるよう、居場所づくりや遊び場の充実を図ります。

また、次代の親となる子どもたちが、命の大切さを実感し、自分を大切にしながら、将来への夢や希望、地域への誇りや愛着を持つことができるための取組を推進します。



基本方針4 多様な子育て家庭への支援

多様化する就労形態や価値観、生活スタイルに応じた子育てを支援するため、希望する働き方や子どもとの関わり方等が選択できるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、職場・就労環境の改善に向けて取り組むとともに、男性の家庭参画を推進します。

また、ひとり親家庭、障害のある子ども等、特に配慮が必要な子ども・家庭に対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援の充実を図るほか、児童虐待防止対策等の一層の推進や、子どもの貧困対策や外国にルーツをもつ子ども・家庭への支援などに取り組みます。

基本方針5 子ども・子育てにやさしいまちづくり

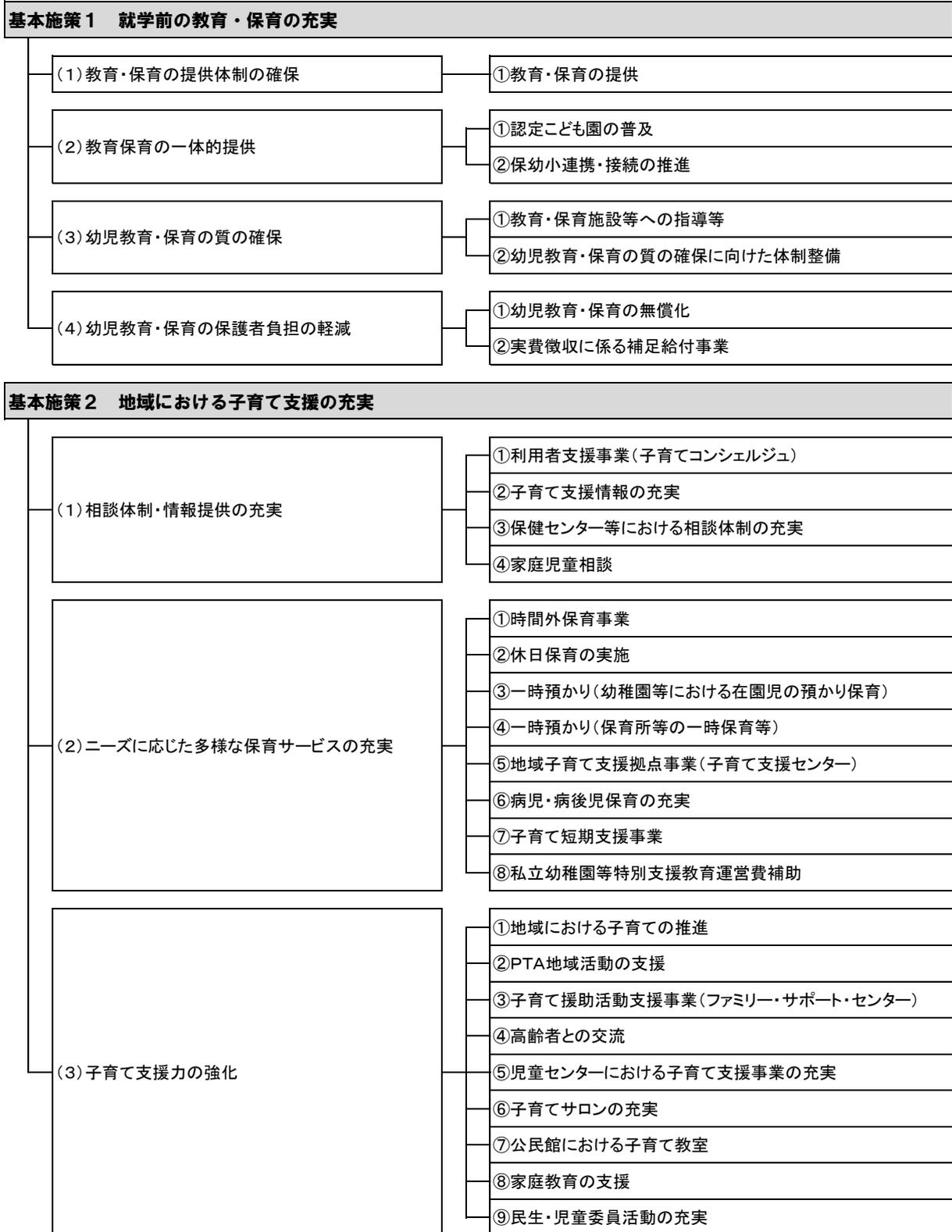
子どもや子育て家庭が生活しやすい環境となるよう、地域の実情に即した道路や公共交通の整備、三世帯同居・近居への支援を行うとともに、子ども連れでも外出しやすい環境整備に取り組めます。

また、子どもの安全の確保に対する知識や技術の普及啓発に努めつつ、子どもの視点に立った安全対策を推進するとともに、家庭、学校、地域などさまざまな分野が連携し、子どもを事故や犯罪などの被害から守る安全・安心な環境づくりを推進します。



3 施策体系

《基本方針1 多様な子育て支援の充実》





《基本方針2 子どもや母親の心とからだの健康づくり》

基本施策1 母子保健の充実

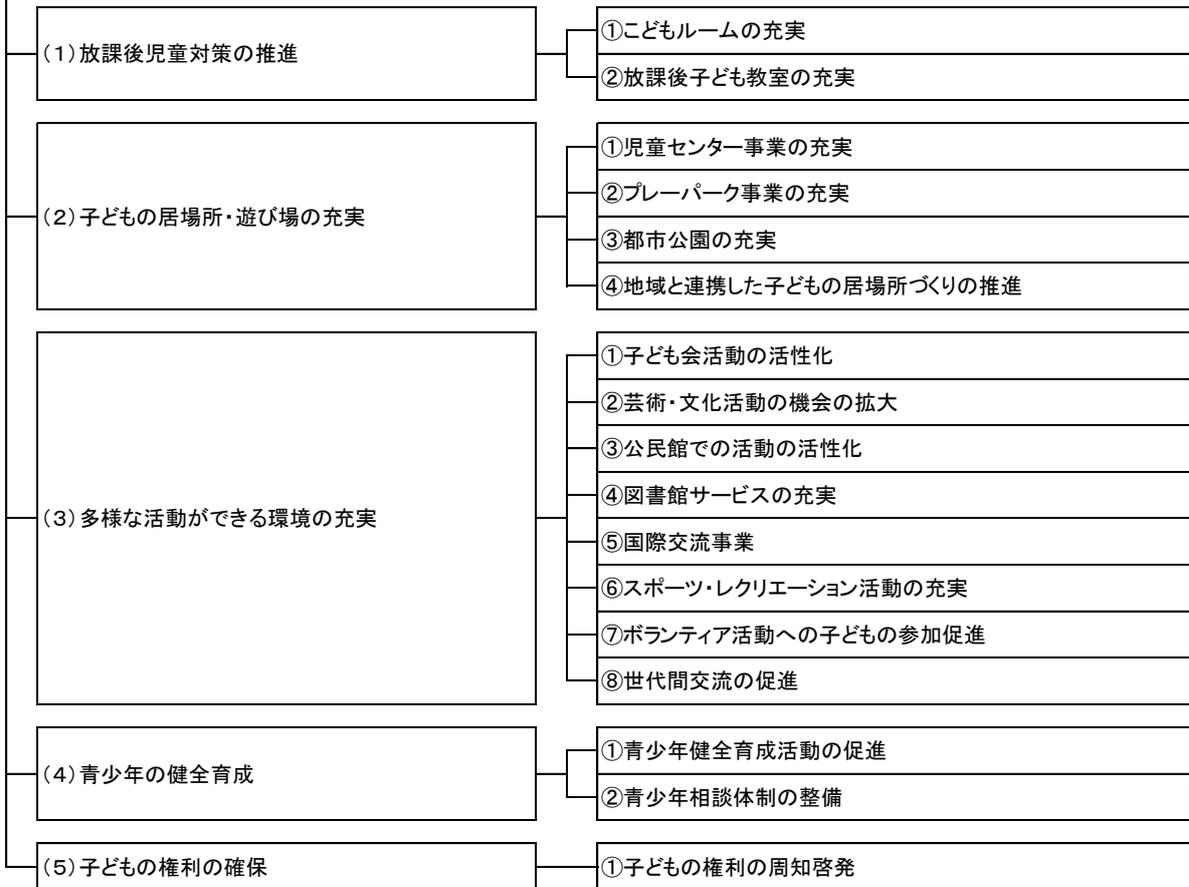
(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実	①利用者支援事業(妊娠期からの相談支援の充実)
	②パパ・ママルームの充実
	③産後早期の支援体制の充実
	④乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業
	⑤乳幼児相談
	⑥乳幼児家庭訪問
	⑦こころの健康づくり
	⑧ことばの相談事業
	⑨保健推進員活動の充実
(2) 健康診査・保健指導等の充実	①妊婦一般健康診査
	②妊婦禁煙教育の実施
	③歯科健康教育・相談の充実
	④食生活に関する健康教育の実施
	⑤事故防止方法についての知識の普及
	⑥乳幼児健康診査
	⑦幼児歯科健康診査
	⑧小児生活習慣病予防対策
	⑨保育所集団健康診査

基本施策2 小児保健医療体制の充実

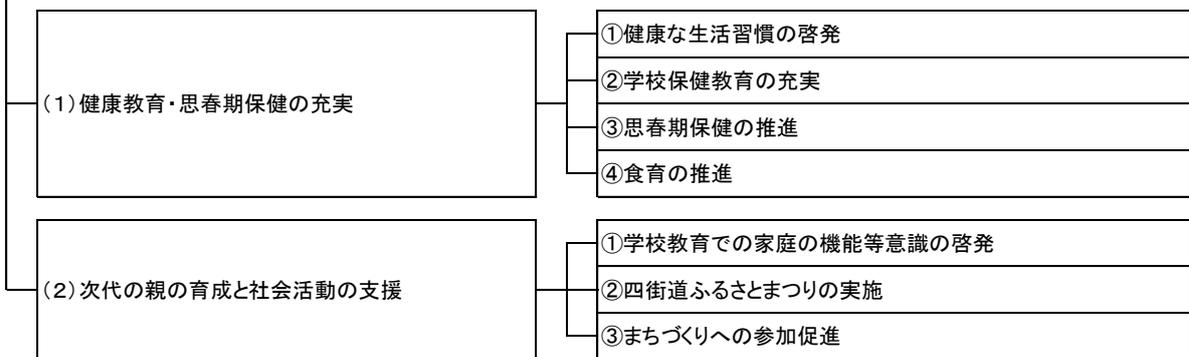
(1) 小児保健医療体制の充実	①小児医療体制の情報提供
	②小児救急医療体制の充実
	③予防接種
	④医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力
	⑤子ども医療対策事業
	⑥未熟児養育医療

《基本方針3 豊かな心を育む育成環境の整備》

基本施策1 健全な心身の成長に向けた支援

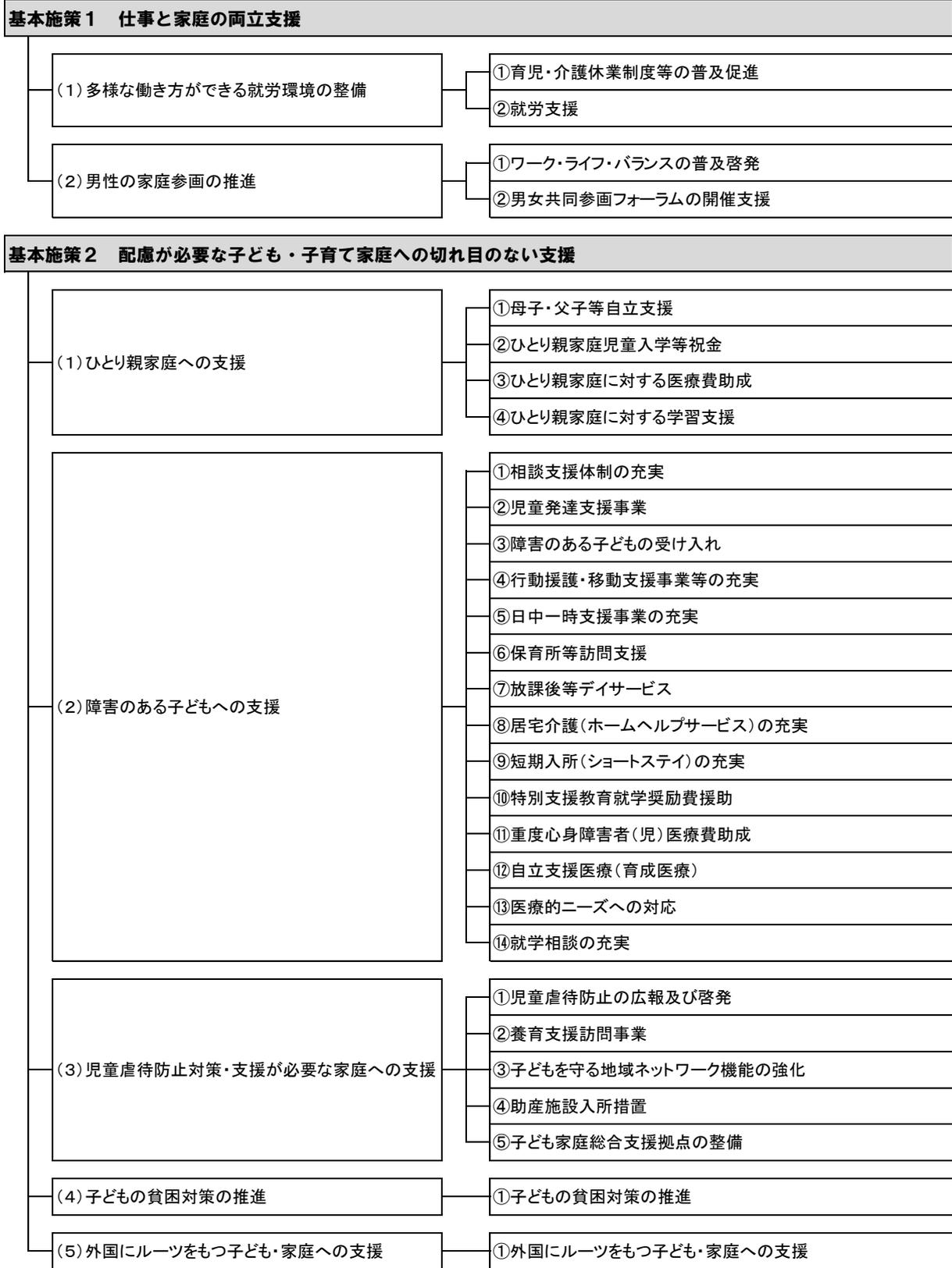


基本施策2 次代の親の育成に向けた支援





《基本方針4 多様な子育て家庭への支援》





《基本方針5 子ども・子育てにやさしいまちづくり》

基本施策1 子ども・子育てに配慮した生活環境の充実	
(1) 子育てしやすい環境の整備	①道路バリアフリー事業
	②市内バス路線サービスの充実
	③利用しやすい公共施設の整備
	④外出しやすい環境の整備
	⑤三世同居・近居への支援
(2) 身近な安全の強化	①交通安全教室・交通安全運動の推進
	②シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底
	③交通安全対策の推進
	④消費者教育の推進
	⑤「こども110番の家」の充実
	⑥防犯対策の推進
	⑦子どもの防犯・防災・安全意識の向上
	⑧不審者情報の提供



4 重点施策

基本理念である「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て 四街道」を実現するため、本市の子ども・子育て支援に係る課題や、社会環境や家庭環境の変化等を踏まえ、本計画期間において、特に力を入れて取り組むべき施策を「重点施策」として設定します。

(1) 保育サービスの充実と質の確保

幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の高まりに対応できるよう、教育・保育施設やこどもルームを拡充するとともに、様々なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。

また、保育サービスの量的拡充が質の低下につながらないよう、質の確保に取り組めます。

<具体的施策名>

○教育・保育の提供……………44 ページ【1-1-(1)-①】

量の見込みに合わせ、受入定員を拡充します。(量の見込み 73～77 ページ)

○幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備……………45 ページ【1-1-(3)-②】

新たに幼児教育に関する専門職員を配置します。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研究・検討	実施準備	実施	継続実施	継続実施

○子育て短期支援事業……………48 ページ【1-2-(2)-⑦】

令和3年度より新たに実施をめざします。(量の見込み 81 ページ)

○こどもルームの充実……………56 ページ【3-1-(1)-①】

量の見込みに合わせ、受入定員を拡充します。(量の見込み 80 ページ)

(2) 配慮が必要な子どもや家庭への支援強化

児童虐待防止に向けた体制強化を図るほか、経済的に困窮している家庭の子どもの実態把握に努め、関係部署が連携して子どもの貧困対策に取り組めます。

<具体的施策名>

○利用者支援事業（妊娠期からの相談支援の充実）…50 ページ【2-1-(1)-①】

保健センターに専門職を配置し支援を行います。(量の見込み 78 ページ)

○子ども家庭総合支援拠点の整備……………67 ページ【4-2-(3)-⑤】

新たに子ども家庭総合支援拠点を整備します。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検討・準備	整備・実施	継続実施	継続実施	継続実施

○子どもの貧困対策の推進……………67 ページ【4-2-(4)-①】

庁内横断的な体制を整備し、子どもの貧困対策を検討・実施します。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
体制整備・検討	検討・実施	継続実施	継続実施	継続実施

(3) みんなで子どもの成長を支える地域づくり

地域コミュニティにおける関係の希薄化等から地域の子育て力の低下が指摘される中、子どもや子育て家庭を取り巻く様々な問題に対応するため、みんなで子どもの成長を支える機運の醸成を図るとともに、地域で活動する様々な団体同士や行政が連携できる体制づくりに取り組みます。

<具体的施策名>

○地域と連携した子どもの居場所づくりの推進……57 ページ【3-1-(2)-④】

地域と連携して子どもの居場所づくりを推進します。(数値目標 87 ページ)

○子どもの権利の周知啓発……59 ページ【3-1-(5)-①】

子どもを含む市民に対して子どもの権利の周知啓発に取り組みます。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

○外出しやすい環境の整備……69 ページ【5-1-(1)-④】

新たに「赤ちゃんの駅」を登録・周知します。(数値目標 87 ページ)



第4章 施策の展開

基本方針1 多様な子育て支援の充実

基本施策1 就学前の教育・保育の充実

■現状と課題

女性の就労意向の高まり等に伴って保育所ニーズが拡大しており、本市においても待機児童対策が課題となっています。また、乳幼児期は、愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得などにおいて重要な時期であり、量の確保と合わせ、質の高い教育・保育の提供が求められています。

令和元年10月からは、子育て世帯を社会全体で応援し、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育・保育が無償化されました。

本市では、待機児童の解消に向けて、平成27年度から5年間で新たに認可保育所6園と小規模保育事業所4園を整備し、平成31年4月時点で待機児童がゼロになりました。しかしながら、今後も保育所の利用率の上昇が予測される一方、長期的には少子化により就学前児童数は減少していくと見込まれることから、幼児教育・保育の無償化の影響等を踏まえつつ、保育ニーズを的確に捉え、計画的な整備により提供体制を確保していく必要があります。

教育・保育の質の確保においては、全国的な保育士不足の中、手厚い保育士配置を推進していくためにも、保育士確保に向けて、市独自の取組に力を入れていくとともに、専門性の高い教育・保育を提供する体制の強化を図っていく必要があります。

■施策の方向性

乳幼児期が子どもの健やかな成長の基礎を培う重要な時期であることを鑑み、保育ニーズに対応した教育・保育の提供体制の確保に努めるとともに、保育士の確保を図りつつ、職員の資質及び専門性の向上に取り組み、質の高い教育・保育を提供します。

また、子どもの発達に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、保育所・幼稚園・小学校及び関係機関との連携強化を図ります。

■取組内容

(1) 教育・保育の提供体制の確保

施策名	施策内容	担当課
① 教育・保育の提供	待機児童の状況に加え、国の幼児教育・保育の無償化の動向等を注視し、保育所の設置等、必要に応じた整備を実施します。 ◎量の見込みと確保方策…73～77ページ	保育課

(2) 教育・保育の一体的提供

施策名	施策内容	担当課
① 認定こども園の普及	認定こども園への移行に係る支援制度の紹介や必要な支援を行うことで、園が抱える疑問点や不安の解消を図り、私立幼稚園からの移行を促進します。	保育課
② 保幼小連携・接続の推進	<p>教育・保育の連続性や一貫性を確保するため、子どもの成長に関する情報交換や交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に接続できるよう指導のあり方の共通理解などを図ります。</p> <p>また、生活や学びにおける指導方法の工夫や改善に努め、研修などの機会に円滑な接続の重要性を捉えるとともに、交流活動の充実を図ります。</p>	保育課 指導課

(3) 幼児教育・保育の質の確保

施策名	施策内容	担当課
① 教育・保育施設等への指導等	子ども・子育て支援法に基づく指導監査及び児童福祉法施行令に基づく保育所等に対する行政指導監査を実施し、法令の基準を満たしているかどうかについて定期的に実地検査を実施し指導を行います。	保育課
② 幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備	保育士の処遇改善等による必要な職員の確保及び教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの配置・派遣等により職員の資質・専門性の向上に努めます。	保育課

(4) 幼児教育・保育の保護者負担の軽減

施策名	施策内容	担当課
① 幼児教育・保育の無償化	<p>3～5歳及び低所得世帯の0～2歳の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの保護者に対し、その利用料の無償化を行います。</p> <p>(施設等利用給付のうち新制度へ移行していない幼稚園の月額保育料等は現物給付で行います。その他の給付については償還払いで行います。)</p>	保育課
② 実費徴収に係る補足給付事業	各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得者等を対象に費用の一部を補助します。	保育課



基本施策2 地域における子育て支援の充実

■現状と課題

地域コミュニティにおける関係の希薄化や少子化等に伴い、家庭や地域の子育て力の低下が指摘されています。

本市は、全国や千葉県全体と比べて核家族世帯の割合が高く、また、地域活動に参加する家庭も少なくなってきました。また、ニーズ調査からは、多くの子育て家庭でしつけや病気、発育・発達等に悩んでいる状況がみられており、地域全体で子どもの育ちや子育て家庭を支えていく環境づくりが必要です。

本市では、ニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図るとともに、様々な機会を通じて子育てについて学んだり、子育て家庭同士や世代間が交流したりできる機会の充実を図っています。また、子育て応援サイト「すくすく」を開設し、子育て支援に関するさまざまな情報をわかりやすく提供するとともに、保育課窓口に「子育てコンシェルジュ」を配置し、地域の子育て支援事業に関する情報発信、利用に向けた相談・助言等を行っています。

一方、ニーズ調査の結果をみると、子育てに関する悩みや不安を公的機関に相談したことのある人は1割程度と低くなっています。支援が必要な人を必要な支援につなげていくためにも、よりきめ細かな支援の充実と気軽に利用できる相談支援体制の強化を図っていく必要があります。

■施策の方向性

子どもたちが地域の中で健やかに成長し、子育て家庭を地域全体で支えていくことができるよう、子育て環境の変化に対応した多様な保育サービスの充実や地域における子育て支援活動の活性化を図ります。

また、必要な支援を受けることができるよう、子育て支援に関する情報提供の充実と気軽に相談できる体制づくりを推進します。

■取組内容

(1) 相談体制・情報提供の充実

施策名	施策内容	担当課
① 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）	<p>子ども及びその保護者など、また妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てコンシェルジュを配置し支援します。</p> <p>また、さまざまなニーズに一元的な情報提供ができるよう、関係機関などと連携を図るとともに、利用支援のための適切な窓口の紹介などを行います。</p> <p>◎量の見込みと確保方策…78 ページ</p>	保育課

施策名	施策内容	担当課
② 子育て支援情報の充実	<p>各種の子育て支援サービスなどが十分周知されるよう、子育てガイドブックを作成し、子育て家庭や各種団体に配布するとともに、スマートフォンやタブレットからもアクセスしやすい電子書籍版を公開します。</p> <p>市のホームページにおいては、掲載内容を充実し、発信機能を高めていきます。</p> <p>特に、子育てサロンや子育てサークルなどの情報提供を強化し、子育て世代の交流の活性化を促進します。</p>	子育て支援課
③ 保健センター等における相談体制の充実	<p>子育て電話相談を常設し、随時、相談を受け付け、子育ての疑問や不安の解消に努めるとともに、気軽に相談できる場として周知を進めます。</p> <p>また、親の子育てへの負担感や子どもの発達への不安がある等、継続した支援が必要な場合には、小児科医、臨床心理士、言語聴覚士、保健師などが連携し、随時、相談や支援などを展開します。</p>	健康増進課
④ 家庭児童相談	<p>家庭児童相談員やケースワーカーなどにより、さまざまな問題を抱える家庭の相談、助言、支援、情報提供などを行います。心の問題に対する援助が必要な場合は、臨床心理士が相談に応じます。</p>	子育て支援課

(2) ニーズに応じた多様な保育サービスの充実

施策名	施策内容	担当課
① 時間外保育事業	<p>市内保育所等全園において、7時～19時（1園は20時）までの延長保育を実施します。</p> <p>◎量の見込みと確保方策…79ページ</p>	保育課
② 休日保育の実施	<p>日曜日などの休日に保育所等で保育を行う休日保育の実施に向けて、体制を整備していきます。</p>	保育課
③ 一時預かり（幼稚園等における在園児の預かり保育）	<p>私立幼稚園等が行う教育時間の前後や夏季等の長期休業期間に行う一時預かり（預かり保育）の支援を行います。</p> <p>◎量の見込みと確保方策…83ページ</p>	保育課
④ 一時預かり（保育所等の一時保育等）	<p>公立保育所2園において一時保育を実施するとともに、私立保育園が行う一時保育事業を支援します。</p> <p>3市連携による相互利用も継続します。</p> <p>◎量の見込みと確保方策…83ページ</p>	保育課
⑤ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	<p>市内保育所等で地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業を運営・運営支援するとともに、未実施園、新設保育園に対し、同施設の併設を働きかけます。</p> <p>◎量の見込みと確保方策…82ページ</p>	保育課
⑥ 病児・病後児保育の充実	<p>病気や病気回復期の乳児～児童を対象とした病児・病後児保育について、運営事業者と連携し、体制の充実に努めます。</p> <p>◎量の見込みと確保方策…84ページ</p>	保育課



施策名	施策内容	担当課
⑦ 子育て短期支援事業	保護者の疾病や仕事の都合などにより児童の養護が一時的に必要な場合などに、児童を児童養護施設等で一時的に預かる子育て短期支援事業を実施します。 ◎量の見込みと確保方策…81ページ	保育課
⑧ 私立幼稚園等特別支援教育運営費補助	特別支援を要する子どもを受け入れている市内幼稚園等に対して、特別支援教育運営費を補助します。	保育課

(3) 子育て支援力の強化

施策名	施策内容	担当課
① 地域における子育ての推進	子育てをサポートする市民活動団体の活動を支援します。 また、子育てに関するボランティアを派遣する社会福祉協議会の活動を支援します。	政策推進課 社会福祉課
② P T A 地域活動の支援	教育に関する地域課題を話し合う場として、P T A 地域活動を支援します。 市 P T A 連絡協議会の運営費補助などにより、活動を支援し、P T A 相互の連携強化などを図るとともに、家庭及び地域の教育力の向上に努めます。	社会教育課
③ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	子育ての援助を行いたい人（提供会員）と受けたい人（依頼会員）をつなぎ、相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を実施します。 相互援助活動が有効に行われるよう市政だよりやリーフレットの配布による広報活動を継続するとともに、研修の実施により提供会員の知識の向上に努めます。 また、3市連携による相互利用も継続します。 ◎量の見込みと確保方策…85ページ	保育課
④ 高齢者との交流	高齢者福祉施設や高齢者サークルなどとの交流及び高齢者ボランティア活動を保育所等で積極的に受け入れるなど、個人情報保護や子どもの安全を図りながら、世代間交流の場を設けます。	保育課
⑤ 児童センターにおける子育て支援事業の充実	児童センターにおいて、0歳児、1歳児、2歳児とその保護者をそれぞれ対象にした教室を開催し、親子のふれあいを大切にしながら、遊びなどを実施し、親子間の交流を促進します。 また、親子が地域で孤立することがないように、プログラムの充実などを図り、仲間づくりや地域交流を促進します。	子育て支援課
⑥ 子育てサロンの充実	地区社会福祉協議会が、市内4地区4か所で、読み聞かせやベビーマッサージなどのプログラム、遊びを通じて、子どもや母親などの交流を広げる場として開催している子育てサロンを支援します。 また、新たな開催場所の検討や担い手の確保に対する取り組みについても支援を行います。	社会福祉課

施策名	施策内容	担当課
⑦ 公民館における子育て教室	<p>遊びを通じて子どもの行動心理や接し方を学んでもらうため、主に2・3歳児を対象とした子育て教室を各公民館で実施します。</p> <p>また、親子のふれあい、子ども同士のふれあい、同じ年代の子どもを持つ保護者などの交流の場となるよう工夫します。</p>	社会教育課
⑧ 家庭教育の支援	<p>小学校・中学校の児童生徒を持つ保護者などを対象に、就学時健康診断や入学説明会の際に、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する子育て学習講座を開催します。</p> <p>また、地域で子どもを育む環境づくりを進め、PTA等と連携し、家庭の教育力を高めます。</p>	社会教育課
⑨ 民生・児童委員活動の充実	<p>相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう関係機関へのつなぎ役としての役割を担っている民生委員・児童委員の活動を支援します。</p>	社会福祉課





基本方針2 子どもや母親の心とからだの健康づくり

基本施策1 母子保健の充実

■現状と課題

妊娠届を始点とした母子保健事業は、母子の健康状態を把握し、保健指導につなげるとともに、養育者との信頼関係を構築し、その後の切れ目のない支援につながるきっかけとなります。未受診者は何らかの課題やリスクを抱えていることも想定されることから、その把握をし、地域社会とのつながりをつくっていくことも重要です。

本市では、平成28年度より「マタニティ・ベビー相談室」を開設し、母子健康手帳交付時に保健師、助産師等専門職がすべての妊婦に対して面接を行い、妊娠期アセスメントシートをもとに必要な支援を行っています。平成30年度からは、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を開始し、妊娠期や出産直後の心身の不安定な時期における支援の充実を図っています。

今後は、乳児相談、幼児健康診査等の未受診者に対する受診勧奨及びフォローを継続して行うとともに、職員のスキルアップや人員体制の強化、他機関との連携等により、包括的な支援体制のさらなる充実を図っていく必要があります。

■施策の方向性

乳幼児健診や各種教室・相談等の機会を通じて、妊娠・出産や食生活、生活習慣等に関する正しい知識の普及や意識啓発を行うとともに、妊娠・出産期から子育て期にかけて切れ目のない包括的な支援を行うことができる体制・連携の充実を図ります。

■取組内容

(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実

施策名	施策内容	担当課
① 利用者支援事業（妊娠期からの相談支援の充実）	<p>母子健康手帳の交付時に専門職による全数面接を実施し、妊娠期から子育て家庭が抱える課題を把握するとともに、妊娠・出産から産後までの切れ目のない子育て支援の始点とします。</p> <p>家庭環境や出産、子育てへの不安など、個々の状況に応じた支援計画の作成等を行い、各種母子保健事業、子育て支援事業との連携を含めた支援を包括的に進めます。</p> <p>◎量の見込みと確保方策…78ページ ◎数値目標…87ページ</p>	健康増進課

施策名	施策内容	担当課
② パパ・ママルームの充実	<p>初妊婦とそのパートナーを対象に、周産期の健康づくりと子育てについて、体験実習を含む教室を行います。働く妊婦とパートナーが参加しやすいよう土日を中心に開催し、男女ともに産後の育児がイメージしやすい内容の工夫に努めます。</p> <p>また、パパ・ママルームで共に学び交流した人たちが出産後、子どもを連れて集まり、子育ての情報交換や、初めて親になる人への支援、仲間づくりなどを行う場として、OB会を同日開催します。</p> <p>◎数値目標…87 ページ</p>	健康増進課
③ 産後早期の支援体制の充実	<p>妊娠中から産後にかけて身近な支援者がいない母子の心身の回復と安定を促進し、母親の育児不安の解消とセルフケア能力を育むことにより、母子とその家族が安心して子育てができるよう、産前及び産後早期の支援体制の充実に努めます。</p>	健康増進課
④ 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	<p>主に生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、保健師や助産師が訪問し、母親の産後うつや子育ての不安を軽減するための相談に応じ、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、より良い子育てのスタートができるよう支援します。</p> <p>◎量の見込みと確保方策…81 ページ</p>	健康増進課
⑤ 乳幼児相談	<p>3～4か月児相談、8か月児歯離乳食教室では、発達発育を確認すると共に、月齢に合わせた正しい知識を提供します。また、問診票などから早期に保護者の子育ての不安や負担感を把握し、必要な場合には、グループ形式による相談支援につなげるなど、虐待予防や子育て支援に努めます。各問診票は個人ごとにファイル化し、切れ目のない継続的な支援に生かします。</p> <p>◎数値目標…87 ページ</p>	健康増進課
⑥ 乳幼児家庭訪問	<p>複雑な問題を抱える家庭やつらい子育てになっている家庭、ネグレクトなど虐待につながる要因があり継続支援が必要な家庭に対して、関係機関と連携して同行による訪問などを行い、早期の支援に努めます。</p> <p>また、精神科医、心理士等のスーパーバイズによる関係職員の資質・支援技術の向上に努め、多角的に支援できるようにしていきます。</p>	健康増進課
⑦ こころの健康づくり	<p>乳児家庭全戸訪問による産後うつ状態の把握、健康診査などの問診票での保護者の心身の状態の把握など、心の健康にも注目しながら支援に努めます。</p> <p>また、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査時の心理相談や、小児精神科医及び臨床心理士による相談事業を実施し必要に応じて継続した支援を行います。</p>	健康増進課



施策名	施策内容	担当課
⑧ ことばの相談事業	<p>ことばの遅れやコミュニケーション・行動などの育ちに心配のある幼児並びにその保護者に対する個別相談を行うとともに、児童発達支援施設及び関係機関との連携や、保育所等への派遣依頼での相談に言語聴覚士等が対応します。</p> <p>また、複雑化する保護者の相談ニーズに対応できるよう、保育所等、病院など関係機関との連携を深めるとともに、職員の専門性の向上に努めます。</p>	健康増進課
⑨ 保健推進員活動の充実	<p>地区社会福祉協議会で行う地域の子育てサロン、幼児健康診査や保育所等における食育活動など、保健推進員の活動を支援します。</p> <p>また、保健推進員に子育て支援関係の研修の機会を提供し、知識の向上に努めます。</p>	健康増進課

(2) 健康診査・保健指導等の充実

施策名	施策内容	担当課
① 妊婦一般健康診査	<p>公費負担で14回までの妊婦一般健康診査を実施します。</p> <p>母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票の活用を促し、妊婦・胎児の健康確保を進めます。</p> <p>また、里帰り出産への対応として、県外の医療機関とも可能な場合は契約事務を行い、妊婦の経済的負担軽減に努めます。</p> <p>◎量の見込みと確保方策…86ページ</p>	健康増進課
② 妊婦禁煙教育の実施	<p>妊娠初期から妊婦とその家族を対象に、喫煙や受動喫煙による悪影響に関する知識の普及に努め、禁煙・分煙を働きかけます。</p> <p>また、受動喫煙が妊産婦や乳幼児へ及ぼす悪影響について、妊婦とそのパートナーに対して啓発し、禁煙・分煙に向けた取り組みを推進します。</p>	健康増進課
③ 歯科健康教育・相談の充実	<p>妊婦を対象とした教室で、妊娠中の口腔ケアの重要性について伝えるとともに、歯・口腔相談の利用を勧め、歯磨きの知識や技術の向上、口腔衛生の維持・改善と口腔疾患の早期発見・治療へつなげます。</p> <p>また、依頼に応じて保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）などに出向き、歯科健康教育・相談を実施します。</p>	健康増進課
④ 食生活に関する健康教育の実施	<p>妊婦を対象とした教室で「取り分け離乳食」の調理実習を取り入れながら、妊娠中に必要な栄養の摂り方やバランスの取れた食生活の重要性を伝えます。乳児相談時には、離乳食見本の展示を行い、離乳食の進め方のポイントを説明します。</p> <p>また、幼児健康診査では健康的な食生活について啓発するため、年齢に応じた健康教育を実施します。</p>	健康増進課



施策名	施策内容	担当課
⑤ 事故防止方法についての知識の普及	乳児相談や幼児健康診査の場などを活用し、事故防止の方法について知識の普及を行い、乳幼児期における不慮の事故防止と、事故防止のための環境づくりを啓発していきます。 ◎数値目標…87ページ	健康増進課
⑥ 乳幼児健康診査	疾病の早期発見、身体及び精神の発育・発達確認などを目的に、乳児健康診査の委託事業を実施します。また、集団の幼児健康診査ではきめ細かな面接を実施し、発達に心配のある子どもの把握、子育て不安の軽減、虐待の発見と予防、保護者の精神的支援を行い、子どもの健やかな発達と子育て支援に努めます。 また、幼児健康診査未受診者の状況把握を行い、確認できない場合は速やかに関係機関へ情報提供を行います。 ◎数値目標…87ページ	健康増進課
⑦ 幼児歯科健康診査	1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査において、歯科健康診査・健康教育を実施します。2歳6か月児歯科健康診査では希望者にフッ素塗布、歯垢染め出しを行います。 ◎数値目標…87ページ	健康増進課
⑧ 小児生活習慣病予防対策	1歳6か月児、3歳6か月児健康診査で、肥満度15%以上と判定された幼児に対し、保護者への相談・支援を行います。肥満度30%以上の幼児に対しては精密検査依頼書を発行し医療受診を勧めます。 また、肥満への対応について、健康診査・相談の機会に食事の改善に向けた方法などを保護者とともに考えます。	健康増進課
⑨ 保育所集団健康診査	保育所での集団健康診断を継続して実施し、疾病の早期発見、集団生活における感染予防などに努めます。	保育課



基本施策2 小児保健医療体制の充実

■現状と課題

全国的な医師不足の中、多くの地域で安心して医療を受診できる小児医療体制の充実が課題となっており、特に夜間や休日に対応できる体制の確保が求められています。また、子どもの状況を把握し、適切な初期診療を行い、必要に応じて専門的な医療機関につなげることができる「かかりつけ医」が重要な役割を果たしていますが、転入等でかかりつけ医が決まっていない家庭もあり、健診時などに確認し近隣の医療機関の情報提供をしています。

本市の医療体制は、「千葉県保健医療計画」に基づき、印旛地域（本市を含む7市2町）を二次保健医療圏として計画的な整備が推進されています。また、かかりつけ医の普及に向けて、各種相談事業等を通じてその必要性を周知するとともに、幼児健康診査において要精密検査になった場合は、受診方法や医療機関の紹介等を行っています。

引き続き、県等の関係機関と連携しながら、安心して受診できる医療体制の維持・充実に努めるとともに、様々な機会・媒体を通じて、かかりつけ医の普及を図っていく必要があります。

■施策の方向性

「千葉県保健医療計画」の推進にあたって、県等の関係機関と連携して取り組むとともに、様々な媒体により医療機関に関する情報をわかりやすく提供します。

また、市内医療機関等との連携・協力及び医療に係る経済的負担の軽減等により、安心して受診できる小児医療体制の充実に努めるとともに、様々な機会を通じてかかりつけ医の重要性について啓発を行い、その普及促進を図ります。

■取組内容

(1) 小児保健医療体制の充実

施策名	施策内容	担当課
① 小児医療体制の情報提供	母子保健事業を実施する中で機会を捉え、かかりつけ医を持つことの大切さを周知していきます。 また、医療機関のそれぞれの機能に応じた役割分担により、適切な医療を提供できるよう、千葉県保健医療計画に基づき、広域的な観点から医療体制についての情報提供に努めます。	健康増進課
② 小児救急医療体制の充実	印旛医療圏の中で、印旛市郡小児初期急病診療所及び小児救急医療支援事業により、救急医療体制が整備されています。 引き続き、印旛市郡医師会などへ協力を要請し、小児救急医療体制の充実に努めます。	健康増進課

施策名	施策内容	担当課
③ 予防接種	<p>出生時に予診票の入ったこども手帳を説明しながら配布し、適正な時期の接種開始を促します。</p> <p>また、乳児相談・幼児健康診査などにおいて予防接種の知識の普及と接種勧奨を行います。</p> <p>さらに就園・就学時などの節目の時期においては、接種の必要性を保護者に啓発し、接種率の向上を図ることにより、感染症の予防に努めます。</p>	健康増進課
④ 医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力	<p>各種幼児健康診査・相談、予防接種などの機会に、各専門関係機関と連携して子どもの健康に関する情報の提供や相談、支援に努めます。</p>	健康増進課
⑤ 子ども医療対策事業	<p>中学3年生までの子どもを対象に、入院、通院に係る医療費の助成を行い、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>	子育て支援課
⑥ 未熟児養育医療	<p>身体の発達が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする児童に対し、養育医療を給付します。</p>	子育て支援課





基本方針3 豊かな心を育む育成環境の整備

基本施策1 健全な心身の成長に向けた支援

■現状と課題

子どもの社会性や自己肯定感、心身の健やかな成長を図っていくためにも、地域における多様な体験や交流機会の充実を図っていくことが重要です。また、共働き等家庭の増加に伴い、放課後等に安全・安心に過ごせる場の充実が求められる一方で、中高生ワークショップや団体インタビューでは、子どもたちが主体的に思い切り遊んだり、思い思いに過ごしたりすることができる場の充実を求める声が多くありました。

本市では、子どもの放課後の居場所として、小学校区ごとに「こどもルーム」を開設していますが、共働き等家庭の増加に伴い、利用ニーズが拡大しており、その確保を図っていく必要があります。また、多くの地域活動団体がそれぞれの創意工夫のもと、多様な体験・交流活動を提供していますが、担い手の育成・確保や活動の場・拠点の確保が課題となっています。

引き続き、子どもの育ちを支援する地域活動団体の活性化や地域において様々な知識・技術等を持つ人材の確保・協力により、地域における多様な体験・交流機会の拡充を図るとともに、今後は、各種団体同士のさらなる連携を促進し、活動の幅を広げていくことが必要です。

■施策の方向性

放課後等に安全・安心に過ごすことができる場として、こどもルーム及び放課後子ども教室の充実を図ります。

また、地域活動団体の活動の活性化を支援しつつ、多くの主体の連携・協力のもと、子どもたちの多様な体験・交流機会の充実を図るとともに、自分らしくいられる居場所づくりを推進します。

さらに、子どもが持つ権利を守り、子どもが抱える悩みや不安等を相談できる体制の強化を図ります。

■取組内容

(1) 放課後児童対策の推進

施策名	施策内容	担当課
① こどもルームの充実	<p>放課後や小学校の休業日に、児童の遊びや生活の場となるこどもルームを、専用施設において市内全小学校敷地内で運営します。</p> <p>入所状況や小学校の児童数の状況等をもとに、施設整備や支援員等の確保を図り、充実に努めます。</p> <p>また、こどもルーム利用児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう取り組みます。</p> <p>◎量の見込みと確保方策…80 ページ</p>	保育課

施策名	施策内容	担当課
② 放課後子ども教室の充実	<p>放課後における子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、児童の健全育成を図るため、地域の方々の参画を得て、団体への委託により放課後子ども教室を実施します。</p> <p>また、子どもたちが参加しやすい事業展開に努めます。</p>	社会教育課

(2) 子どもの居場所・遊び場の充実

施策名	施策内容	担当課
① 児童センター事業の充実	<p>児童センターにおいて、子ども会や自治会など各関係団体との連携を強化し、子育てに関する各種講座、教室、イベントの充実を図ります。</p> <p>また、施設の老朽化に対応するため、設備の計画的な改善を図ります。</p>	子育て支援課
② プレーパーク事業の充実	<p>行政と市民が連携し、子どもの冒険心や好奇心を引き出す遊び場として、自然の中で思いきり遊べるプレーパーク事業を継続します。</p> <p>また、多くの市民が利用しやすいよう出張プレーパークを開催し、遊びの場所の充実に努めます。</p>	子育て支援課
③ 都市公園の充実	<p>児童に健全な遊び場を提供するため、地元区・自治会の協力を得て、都市公園の維持管理を行います。</p> <p>また、ボール遊びのできる公園として、中央公園野球場を無料開放します。</p>	都市計画課
④ 地域と連携した子どもの居場所づくりの推進	<p>地区社会福祉協議会や市民活動団体などと情報を共有し、活動を支援することにより、子どもの居場所づくりを推進します。</p> <p>◎数値目標…87ページ</p>	政策推進課 子育て支援課

(3) 多様な活動ができる環境の充実

施策名	施策内容	担当課
① 子ども会活動の活性化	<p>子どもが自主的に事業を計画、実施することができるよう、子ども会の活動を支援します。</p> <p>また、活動が次世代に引き継がれるよう、ジュニアリーダー初級認定講習会及び育成者講習会の開催を支援し、異年齢での集団活動ができるよう活動の活性化を図ります。</p>	スポーツ青少年課
② 芸術・文化活動の機会の拡大	<p>児童生徒を対象として、演劇や音楽などの優れた芸術文化に接する機会を提供するとともに、多様な活動手法を取り入れ、若年層を中心とした新規参加者の増加を図ります。</p> <p>また、活動団体の自立した運営が可能となるよう、活動方法について助言を行います。</p>	社会教育課



施策名	施策内容	担当課
③ 公民館での活動の活性化	<p>小学5・6年生を対象とした主催講座「チャレンジスクール」を開催し、体験学習や野外活動などを行います。</p> <p>子どもたちのニーズの把握に努めるとともに、事業内容の検討を行い、より多くの受講生確保に努めます。</p>	社会教育課
④ 図書館サービスの充実	<p>小学校や保育所が移動図書館のステーションとなったことにより、児童書の需要がさらに高まることが予想されるため、計画的な購入・整備を行います。</p> <p>また、「子どもの本の学習講座」などの主催講座の内容について、受講者のニーズに合わせた内容を盛り込むなど、事業の充実を図ります。</p>	図書館
⑤ 国際交流事業	<p>異文化理解や国際交流の重要性を学習する機会として、中学生を対象とした姉妹都市・リバモア市との交換留学を推進します。</p>	政策推進課
⑥ スポーツ・レクリエーション活動の充実	<p>児童生徒対象の各種スポーツ教室などを積極的に開催するとともに、スポーツリーダーバンク制度を活用し、専門性の高いスポーツ教室を開催し、児童生徒のスポーツ活動の充実を図ります。</p> <p>また、子どもから大人まで、だれもが親しめるニュースポーツやレクリエーション活動の場の提供や総合型地域スポーツクラブの育成及び活性化を支援し、スポーツ・レクリエーションを通じた世代間交流の場の創出を図ります。</p>	スポーツ青少年課
⑦ ボランティア活動への子どもの参加促進	<p>子どものボランティア活動への積極的な参加を促進していくため、児童生徒を対象とした福祉教育授業・ボランティア体験講座などを開催している社会福祉協議会の活動を支援します。</p>	社会福祉課
⑧ 世代間交流の促進	<p>各単位シニアクラブ活動、並びにシニアクラブ連合会活動による高齢者の社会参加への機会の増進、及び世代間交流を活性化させるため、市内単位シニアクラブ並びにシニアクラブ連合会に対して補助を行います。</p> <p>また、公民館活動においては青少年を対象とした講座で高齢者を講師とするなど、世代間交流に努めます。</p>	社会福祉課 社会教育課

(4) 青少年の健全育成

施策名	施策内容	担当課
① 青少年健全育成活動の促進	<p>地域や異年齢間の交流活動を推進するとともに、街頭啓発キャンペーンや青少年健全育成推進大会などの青少年問題行動の防止活動について広く市民に周知し、青少年の健全育成活動を啓発します。</p> <p>街頭補導については、青少年が集う場所や時間帯を特定したうえで実施し、青少年を見守り、声掛けをする「愛の一声」運動を推進します。</p> <p>青少年問題の複雑化、多様化に対応するため、関係機関との連携を一層強化しながら、青少年の非行や問題行動の未然防止を図るための啓発活動を推進します。</p> <p>◎数値目標…87ページ</p>	スポーツ青少年課 青少年育成センター
② 青少年相談体制の整備	<p>非行、問題行動、いじめ、不登校等の早期発見、早期対応を行うため、学校や家庭からの相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や関係機関との連携を図り、問題解決に向け積極的に対応します。</p>	指導課 青少年育成センター

(5) 子どもの権利の確保

施策名	施策内容	担当課
① 子どもの権利の周知啓発	<p>(仮称)四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例や子どもの権利条約の内容を、子どもを含む市民に広く周知・啓発します。</p>	子育て支援課





基本施策2 次代の親の育成に向けた支援

■現状と課題

少子化の影響等により、普段の生活の中で乳幼児と関わる機会が減少してきており、命の大切さや妊娠・出産について考える機会を創出していく必要があります。また、子どもの基礎的な生活習慣は家庭の中で育まれるため、子育て家庭における望ましい生活習慣の実践を支援していくことが重要です。

本市では、学校教育の中で、思春期保健や食育に取り組むとともに、子育て家庭に対し、健康な生活習慣や食生活に対する啓発等を行っています。また、「四街道ふるさとまつり」をはじめ、様々な行事等を通じて地域文化の魅力にふれる機会を創出したり、子どもの意見をまちづくりに反映させる機会の充実を図ったりすることにより、子どもの地域に対する誇りや愛着の醸成に努めています。

引き続き、関係機関・団体との連携・協力のもと、様々な体験や学習等を通じて、次代の親としての成長を支援していく必要があります。

■施策の方向性

学校教育において、心身の健康づくりや性、薬物等に対する正しい知識の習得、命を大切にし、相手を思いやる気持ちの醸成、食育の推進を図るとともに、次代の親の育成の視点から、家庭における望ましい生活習慣の習得や家庭が担う役割・機能等について学ぶ機会の充実を図ります。

また、関係団体等と連携しながら、様々な体験・学習等を通じて、地域に対する誇りや愛着の醸成に努めます。

■取組内容

(1) 健康教育・思春期保健の充実

施策名	施策内容	担当課
① 健康な生活習慣の啓発	健康への意識向上を図るため、パパ・ママルームや乳児相談、幼児健康診査などにおいて、保護者などの子育て世代に対して、健康に関する知識や望ましい生活習慣について普及啓発を行います。	健康増進課
② 学校保健教育の充実	児童生徒の健康の保持・増進を図るため、健康診断・検査を実施するとともに、生涯を健康に生き抜くための基礎を培う保健教育を推進します。 また、学校における保健教育の充実のため、指導者の研修会への参加を促進します。	学務課 指導課
③ 思春期保健の推進	生命尊重の心を育み、お互いを思いやる気持ちを育てることや、性感染症予防・望まない妊娠の予防等の正しい性知識の普及と性行動における自己決定能力の向上を目的に、思春期保健事業を実施します。	健康増進課

施策名	施策内容	担当課
④ 食育の推進	<p>子どもたちの成長に応じた、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、各分野の栄養士などの連携に努め、栄養士間の情報共有及び資質向上に努めます。</p> <p>また、保育所給食、学校給食などに導入されている「地産地消」を通して、食への理解を深めます。</p> <p>食物アレルギーに関しては、その事故を未然に防ぐため、研修などへの積極的な参加を促します。</p>	保育課 健康増進課 産業振興課 指導課

(2) 次代の親の育成と社会活動の支援

施策名	施策内容	担当課
① 学校教育での家庭の機能等意識の啓発	<p>特別教科の道徳、保健体育、家庭科などの授業を中心にしながら、学校教育全般を通して、家庭の機能や子どもの発達についての基礎的知識の習得と心の育成を図ります。</p>	指導課
② 四街道ふるさとまつりの実施	<p>市民がふるさと意識を共有し、若い世代に地域文化を伝えるために、四街道ふるさとまつりを実施します。</p> <p>ふるさとまつりにおける「子どもみこし」「子ども山車」などにおいて、子どもたちの参加と交流を促し、若い世代への地域文化の伝承を図ります。</p>	自治振興課
③ まちづくりへの参加促進	<p>幅広い意見・要望に市長が直接触れる機会を設けるため、小・中学生と共に昼食をとりながら、子どもの目線からのさまざまな意見を取り入れ、より良い市政への反映に努めます。</p> <p>公園の整備・再整備の計画を策定する際や公園遊具更新の際には、地元の区・自治会などに働きかけ、子どもの意見を取り入れる機会を設けます。</p>	秘書課 都市計画課



基本方針4 多様な子育て家庭への支援

基本施策1 仕事と家庭の両立支援

■現状と課題

母親の就労意向の高まり等に伴い、共働き家庭が増えてきています。また、長時間労働が社会問題化し、国を挙げて働き方改革が進められており、男女が希望する働き方や家庭参加を実現できるための就労環境づくりが求められています。

ニーズ調査の結果をみると、ほとんどの父親が育児休業を取得しておらず、また、職場に復帰した母親の約4割の人が、「職場に取りにくい雰囲気があった」、あるいは「保育所入所の優先順位が下がる」等の理由から、「短時間勤務制度を利用しなかった」、もしくは「利用できなかった」と回答しています。

関係機関等と連携しながら、仕事と家庭の両立を支援する労働環境の整備を促進するとともに、地域社会全体で、子育て家庭における働き方や家庭参画に対する理解を深めていくための取組を推進していく必要があります。

■施策の方向性

関係機関と連携し、市内企業・事業所に対し、育児・介護休業制度に対する周知及び積極的な取得促進に向けた啓発を図るとともに、多様な働き方ができる就労環境づくりや起業支援を推進します。

また、様々な機会を通じて、家庭における男女共同参画意識の醸成や父親の家庭参画の促進に向けた啓発を行います。

■取組内容

(1) 多様な働き方ができる就労環境の整備

施策名	施策内容	担当課
① 育児・介護休業制度等の普及促進	市商工会と連携し、リーフレットやパンフレットを配布・掲示することや、HPを活用し、育児・介護休業制度などの周知に努めます。	産業振興課
② 就労支援	連携できる団体等と情報共有などを行い、女性の就職に関する支援を行います。 また、空き店舗活用補助制度を活用し、女性の起業に対して助言・支援を行います。	産業振興課

(2) 男性の家庭参画の推進

施策名	施策内容	担当課
① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	男女共同参画推進計画に基づき、フォーラム実行委員会や関係部署との連携を図りながら、講座の開催や広報活動を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた普及・啓発に取り組めます。	政策推進課
② 男女共同参画フォーラムの開催支援	男女共同参画推進計画に基づき、市民が企画・実行する男女共同参画フォーラムの開催や広報活動について、継続して事業が実施できるよう支援を行うことで、市民の男女共同参画に対する意識づくりや男性の家庭参画などを促進します。 また、講座などの開催において子育て世代の参加を促進するため、託児サービスを提供できるようフォーラム実行委員会と連携を図ります。 ◎数値目標…87ページ	政策推進課





基本施策2 配慮が必要な子ども・子育て家庭への切れ目のない支援

■現状と課題

すべての子どもの健やかな成長を支援していくためには、様々な困りごとを抱える子どもや家庭の状況に寄り添い、包括的で切れ目のない支援を行うことが重要です。

ひとり親家庭を取り巻く環境は、収入や就労などで厳しい状況に置かれており、生活支援や就労支援、こころの健康など総合的な支援が必要です。また、経済的に困窮している家庭では、社会的に孤立し、必要な支援に繋がりにくいことから、子どもの健やかな成長のための生活基盤を確保するとともに、学習機会の充実や居場所づくりに取り組んでいく必要があります。

障害等により特別な支援が必要な子どもの育ちのためには、一人ひとりの発達状況や障害特性等に応じた専門的かつ総合的な支援が重要です。そのためにも、職員や相談員等の障害に対する理解を深め、スキルを向上させていくことが必要です。

児童虐待は外から見えにくい家庭の中で起こりやすく、また、複合的な課題を抱えているケースも多いことから、妊娠期からの切れ目のない支援により早期に把握し、必要な支援や対応につなげていく必要があります。

近年、外国人の家庭も増えてきていますが、言語の壁や生活習慣の違い等から、子どもが学校生活に適應できないケースも考えられるため、異文化への理解とコミュニケーション力を向上させるための人材育成など必要な支援を講じていくことが必要です。

■施策の方向性

ひとり親家庭や障害のある子ども、経済的に困窮している家庭や外国人家庭など、配慮が必要な子ども・子育て家庭に対するきめ細かな相談支援の充実を図るとともに、多様化、複合化する課題に包括的に対応できるよう、多職種による連携を強化し、必要な支援につなげることができる体制づくりを推進します。

また、妊娠期からの切れ目のない支援や社会とのつながりの創出等により虐待防止に努めるとともに、関係機関と連携しながら、虐待の早期発見及び迅速かつ適切な対応に努めます。

■取組内容

(1) ひとり親家庭への支援

施策名	施策内容	担当課
① 母子・父子等自立支援	ひとり親家庭や寡婦・寡夫に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育などさまざまな問題の解決への手助けや就労に関する情報提供、自立に必要な指導を充実します。 また、ひとり親家庭の父母等が就職に結びつく資格を取得するための養成機関に修業する場合に給付金を支給し、経済的自立に向けた活動を支援します。	子育て支援課

施策名	施策内容	担当課
② ひとり親家庭児童入学等祝金	ひとり親家庭等の子どもが、小学校・中学校に入学、中学校を卒業した場合に祝金を支給します。	子育て支援課
③ ひとり親家庭に対する医療費助成	ひとり親家庭等における 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童(一定の障害がある場合は 20 歳に達するまで)及びその保護者を対象に医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
④ ひとり親家庭に対する学習支援	ひとり親家庭等の子どもに対して、学習支援を実施します。	子育て支援課

(2) 障害のある子どもへの支援

施策名	施策内容	担当課
① 相談支援体制の充実	<p>市内相談支援事業所との連絡協議会を開催し、情報の共有や制度の勉強会、相談支援に対する研修会を行うことで、相談支援事業の充実を図ります。</p> <p>乳児相談・幼児健康診査等で把握した発育・発達上の心配のある子どもとその保護者に対する相談支援体制を充実し、親子に寄り添いながら関係機関と連携し、適宜療育につながるよう努めます。また、必要時、就学に向けての切れ目のない支援について、関係部署との連携を図ります。</p>	障害者支援課 健康増進課
② 児童発達支援事業	<p>個々の児童の発達状況に応じた支援を行うために、専門職による児童の発達状況の把握、その個々の発達に応じた小集団プログラムや個別プログラムを実施し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。</p> <p>また、民間の児童発達支援事業所、幼稚園等、教育委員会等の関係機関と連携を図り、保護者支援及び児童の豊かな成長を支援します。</p> <p>◎数値目標…87 ページ</p>	障害者支援課
③ 障害のある子どもの受け入れ	私立保育園・幼稚園・こどもルームの運営事業者に対し、補助金の交付や職員募集の協力を通じた支援を行います。	保育課
④ 行動援護・移動支援事業等の充実	<p>行動援護、同行援護、移動支援など、障害のある子どもの地域における社会参加、余暇活動のための外出を支援します。</p> <p>また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。</p>	障害者支援課
⑤ 日中一時支援事業の充実	<p>障害のある子どもに、日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための生活訓練などを行います。</p> <p>また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。</p>	障害者支援課
⑥ 保育所等訪問支援	保育所等を利用中又は今後利用予定である障害のある子どもに対し、訪問により保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。	障害者支援課



施策名	施策内容	担当課
⑦ 放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある子どもに対し、放課後や夏季等における長期休業期間において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供します。 ◎数値目標…87ページ	障害者支援課
⑧ 居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実	障害があるために日常生活を営むことが困難な子どもに対し、在宅のまま入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。	障害者支援課
⑨ 短期入所（ショートステイ）の充実	介護する人が病気などにより自宅で介護ができない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事などの介護などを行います。 また、利用者のさまざまな利用形態に対応できるようにサービスの充実を図ります。	障害者支援課
⑩ 特別支援教育就学奨励費援助	小学校・中学校の特別支援学級などに在籍し、一定の障害や疾病がある児童生徒の保護者に対し、所得に応じて学用品費、給食費などの一部を援助します。 特別支援教育への社会的な関心の高まりと、特別な支援を必要とする児童生徒への教育に対応するため、制度について積極的な周知を図ります。	学務課
⑪ 重度心身障害者（児）医療費助成	重度心身障害者（児）を対象に、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	障害者支援課
⑫ 自立支援医療（育成医療）	身体に障害のある児童が、その障害の回復又は軽減が期待される治療（手術等）を行う場合に、その治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	障害者支援課
⑬ 医療的ニーズへの対応	医療的ケアが必要な子どもの支援のため、関係機関による連携、協議の場の設置に取り組みます。	障害者支援課
⑭ 就学相談の充実	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かい就学相談及び教育支援を進めます。 保護者からの依頼により、随時、就学相談を行い、教育支援委員会の審議結果をもとに保護者との相談を進め、適切な就学先の決定を行います。	指導課

（3）児童虐待防止対策・支援が必要な家庭への支援

施策名	施策内容	担当課
① 児童虐待防止の広報及び啓発	体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、普及啓発活動を行います。 また、保護者に対しては、監護を著しく怠ることはネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子健康手帳や乳幼児健診の機会などを活用して周知します。	子育て支援課 健康増進課

施策名	施策内容	担当課
② 養育支援訪問事業	<p>養育に係る支援が特に必要であると認められる家庭に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を行います。</p> <p>◎量の見込みと確保方策…82 ページ</p>	<p>子育て支援課 健康増進課</p>
③ 子どもを守る地域ネットワーク機能の強化	<p>児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会（通称:CANPY）を開催し、関係機関との連携や相談体制などの機能充実により複合的な対応を図ります。</p> <p>職員や相談員の体制を強化し、虐待の早期発見や防止対策、相談支援体制を充実していきます。</p>	<p>子育て支援課</p>
④ 助産施設入所措置	<p>保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産施設入所支援を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>
⑤ 子ども家庭総合支援拠点の整備	<p>子ども及び妊産婦に関する実状の把握、情報の提供、調査、指導、関係機関との連絡調整といった、支援を一体的に担うための機能を有する拠点を整備します。</p>	<p>子育て支援課 健康増進課</p>

（４）子どもの貧困対策の推進

施策名	施策内容	担当課
① 子どもの貧困対策の推進	<p>子どもの生活実態の把握を行い、関係課が連携して子どもの貧困対策に取り組みます。</p> <p>また、地域で活動する団体などとも連携を図りながら、子どものサポート体制を構築します。</p>	<p>社会福祉課 子育て支援課 健康増進課 学務課 指導課 青少年育成センター</p>

（５）外国にルーツをもつ子ども・家庭への支援

施策名	施策内容	担当課
① 外国にルーツをもつ子ども・家庭への支援	<p>窓口や保育施設等において利用者の言語に配慮した案内を行う等の、それぞれの事情に応じた丁寧な支援を推進します。</p> <p>また、外国にルーツをもつ児童生徒について、言語・文化等の相違に対応するため、関係機関等と連携を図り、協働しながら、児童生徒・保護者への包括的な支援体制を構築します。</p>	<p>子育て支援課 保育課 健康増進課 学務課</p>



基本方針5 子ども・子育てにやさしいまちづくり

基本施策1 子ども・子育てに配慮した生活環境の充実

■現状と課題

小さな子どもがいても安心して外出できる環境は、子育ての負担感を減らし、社会とのつながりを保つことにつながります。また、近年、全国で甚大な被害をもたらす自然災害や子どもが巻き込まれる交通事故、犯罪被害等が発生しており、安全に対する関心が高まり、子どもたちを守るための対策強化が求められています。子どもたちからは、登下校時の安全確保や公共交通の充実を求める声が聞かれました。

本市では、道路・交通環境、公共施設等のバリアフリー化の推進や南部総合福祉センターわろうべの里へのベビーコーナーの設置など、小さな子ども連れが利用しやすい環境整備を推進しています。また、学校等で交通安全や防犯に関する教室や防災訓練等を実施するとともに、関係団体等との連携・協力により、子どもの交通安全や防犯対策に取り組んでいます。

引き続き、ハード面での計画的な整備と併せ、地域における子育て家庭への理解・協力の促進や地域全体で見守る体制づくり、安全意識の向上と実践支援など、ソフト面での取組の充実を図っていく必要があります。

■施策の方向性

子どもや子ども連れの家庭が安全・安心に外出できる環境づくりに向けて、道路環境のバリアフリー化や公共交通の充実、交通安全・防犯施設等の計画的な整備を推進します。

また、関係機関・団体との連携・協力のもと、交通安全・防犯活動の活性化や安全意識の醸成、防災対策の推進を図ります。

■取組内容

(1) 子育てしやすい環境の整備

施策名	施策内容	担当課
① 道路バリアフリー事業	誰もが安心して道路を利用できるよう、段差が少なく幅員の広い歩道の整備を計画的に推進します。	土木課 市街地整備課
② 市内バス路線サービスの充実	バス路線の確保・維持に向け、事業者に働きかけを行うとともに、多くの方にバスを利用していただくために、市内バス路線の周知・啓発を行います。	政策推進課
③ 利用しやすい公共施設の整備	小さな子どもを抱えた保護者などが利用しやすい公共施設の整備を推進します。 授乳室やベビーコーナー、キッズスペースなどの整備については、新庁舎建設計画、公共施設再配置計画等の中で設置を検討します。	管財課 社会福祉課 社会教育課 スポーツ青少年課 図書館

施策名	施策内容	担当課
④ 外出しやすい環境の整備	授乳やおむつ替えができる公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、情報提供を行います。また、移動式赤ちゃん休憩室を市主催イベントで活用するほか、外部団体にも貸し出しを行い、乳幼児連れの親子が、授乳やおむつ替えの心配をせず、安心して外出できる環境を整えます。 ◎数値目標…87ページ	子育て支援課
⑤ 三世代同居・近居への支援	子育て環境の向上のため、三世代（親・子・孫）で同居・近居をする方に、住宅取得の費用の一部を補助します。	建築課

(2) 身近な安全の強化

施策名	施策内容	担当課
① 交通安全教室・交通安全運動の推進	幼児から高齢者までの幅広い層を対象に、交通安全教室を開催し、交通安全知識を習得できるように努めます。 市民への交通安全意識の向上と交通安全思想の普及を目的に、警察署、地域などと協力・連携を図り、交通安全運動を中心とした各種啓発運動を展開します。 ◎数値目標…87ページ	自治振興課
② シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底	「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」をめざし、警察署、関係機関・団体などとの協力・連携のもと、積極的に普及啓発活動を展開します。	自治振興課
③ 交通安全対策の推進	学校・地域などから要望があった信号機、横断歩道等の交通安全施設について、警察署を通じ公安委員会へ設置要望を行い、警察署等と協議しながら、整備・充実を図ります。 また、市内道路の円滑な交通確保と交通事故の防止に向け、ガードレールやカーブミラーの設置などを行います。	自治振興課 土木課
④ 消費者教育の推進	子どもたちが将来、賢い消費者となるために、子ども消費者教室などを開催し、より多くの児童の参加を促進します。	産業振興課
⑤ 「こども110番の家」の充実	「こども110番の家」活動の周知・普及を図るとともに、各学校PTAや事業所などの主体的活動を促進し、各小学校・中学校の協力体制の充実を図ります。地域の子どもは地域で守るという意識の醸成と、子どもへの犯罪の抑止効果を図るため、子ども会や婦人会中学校区連絡協議会等と連携し「こども110番の家」プレートの設置の拡大に努めます。 ◎数値目標…87ページ	青少年育成センター



施策名	施策内容	担当課
<p>⑥ 防犯対策の推進</p>	<p>市防犯協会及び区・自治会により、青色回転灯装備車による防犯パトロールを継続して実施するとともに、区・自治会などによる夜間防犯パトロールが、市域全体に活動が広まるよう普及啓発に努めます。</p> <p>市内に設置している防犯カメラの効果的な運用に努めます。</p> <p>◎数値目標…87ページ</p>	<p>自治振興課</p>
<p>⑦ 子どもの防犯・防災・安全意識の向上</p>	<p>防犯・防災・安全に関する学習機会づくりなどにより、意識の向上を図ります。</p> <p>不審者対応を目的とした防犯教室の開催や、地震や火災を想定した避難訓練を実施し、子どもたちの防犯・防災に対する意識の向上と、危機回避能力の育成に努めます。</p> <p>また、情報に関する安全教育の観点からも情報モラル教育を充実強化します。</p>	<p>指導課</p>
<p>⑧ 不審者情報の提供</p>	<p>四街道市メール配信サービス「よめーる」による不審者情報のメール配信を行い、注意喚起を呼び掛けます。</p> <p>また、通学路危険箇所（不審者出没箇所）の調査を実施し、教育関係機関、地域、家庭と危険箇所の情報共有に努めます。</p>	<p>青少年育成センター</p>

第5章 計画の推進

1 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の規定により、市町村が地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。市町村は、その区域ごとに教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、それに対する提供体制の確保内容と実施時期を子ども・子育て支援事業計画において定めるものとされています。

本市では、市全域を教育・保育提供区域として捉え、「市全域を 1 区域」とし、市域全体の需要量（量の見込み）を推計し、これに対する供給量とその方法（確保方策）を定めず。

2 計画期間における児童数の推計

量の見込みの算出の基となる児童数は、平成 27 年度から平成 31 年度の各年度 4 月 1 日の住民基本台帳人口を基に、性別・1 歳階級別コーホート変化率法により推計しています。計画期間における推計結果は、以下の通りです。

年齢	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
0 歳	698 人	702 人	705 人	708 人	709 人	714 人
1 歳	781 人	757 人	761 人	764 人	767 人	768 人
2 歳	807 人	823 人	798 人	802 人	805 人	808 人
3 歳	806 人	841 人	858 人	832 人	836 人	839 人
4 歳	902 人	827 人	863 人	881 人	854 人	858 人
5 歳	889 人	924 人	847 人	883 人	901 人	874 人
6 歳	889 人	919 人	955 人	876 人	913 人	932 人
7 歳	866 人	897 人	927 人	964 人	884 人	921 人
8 歳	899 人	878 人	909 人	939 人	976 人	895 人
9 歳	882 人	912 人	891 人	922 人	952 人	989 人
10 歳	876 人	887 人	917 人	896 人	927 人	957 人
11 歳	896 人	889 人	900 人	930 人	909 人	940 人
合計	10,191 人	10,256 人	10,331 人	10,397 人	10,433 人	10,495 人



3 算定にあたっての基本的な考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」に従って、児童数の推計とニーズ調査結果を基に算定しました。なお、一部の事業においては、国から示された方法に基づく補正や、本市の実情に合わせた補正を行いました。

また、本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間ですが、「教育・保育事業」及び「放課後児童健全育成事業（こどもルーム事業）」については、令和6年度の整備量を明確にするため、令和7年度まで算出しています。

4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

<認定区分について>

子ども・子育て支援新制度では、保護者からの申請を受け、3つの認定区分に応じて施設（幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育など）の利用先が決まります。また、幼児教育・保育の無償化の実施に伴いこれまでの支給認定が教育・保育給付認定に変わり、施設等利用給付認定が新設されました。

[教育・保育給付認定]

認定区分	対象	利用先
1号認定	・教育標準時間認定 子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合	新制度幼稚園 認定こども園
2号認定	・満3歳以上・保育認定 子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」(※)に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定	・満3歳未満・保育認定 子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」(※)に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園

[施設等利用給付認定]

認定区分	対象	利用先
1号認定	・子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合	未移行幼稚園 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部
2号認定	・3歳児以上（満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過してから） 「保育の必要な事由」(※)に該当する上記の子ども	未移行幼稚園及び預かり保育 認定こども園の預かり保育 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業
3号認定	・3歳児未満（満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 「保育の必要な事由」(※)に該当する上記の子どものうち、住民税非課税世帯に該当する場合	未移行幼稚園及び預かり保育 認定こども園の預かり保育 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業

※「保育の必要な事由」

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての労働を含む）
<input type="checkbox"/> 求職活動（起業準備を含む）
<input type="checkbox"/> 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 | <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがあること
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病、障害
<input type="checkbox"/> 他の子どもの育児休業中であること
<input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護
<input type="checkbox"/> その他、上記に類する状態にあること |
|--|---|



(1) 教育（認定こども園・幼稚園）【3～5歳】

《現状》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員数	2,196人	2,196人	2,196人	2,196人	2,196人
在園児数（市内園）	1,407人	1,408人	1,416人	1,488人	1,495人
在園児数（市外園）	190人	193人	177人	179人	189人
在園児計	1,597人	1,601人	1,593人	1,667人	1,684人

※各年度5/1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【1号認定】

計画期間における児童数の推計値から、保育における2号認定の見込み数を除いたすべての児童が、幼児教育・保育の無償化によって認定こども園又は幼稚園を利用すると見込んで算出しています。

【2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）】

共働き等家庭（ひとり親又は両親ともフルタイムもしくはいずれかがパート長時間、以下同様）又は1年以内に共働きの意向がある家庭の3～5歳で、特に「幼稚園」の利用を強く希望している人の割合を推計児童数に乗じて算出するとともに、保育における認定率の伸びを勘案し、それらのうち一定割合が幼児教育・保育の無償化に伴い幼稚園の預かり保育を利用すると見込んで算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み（a）	1,788人	1,768人	1,734人	1,737人	1,716人	1,685人
1号認定（ a_1 ）	1,403人	1,375人	1,333人	1,327人	1,298人	1,260人
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）（ a_2 ）	385人	393人	401人	410人	418人	425人
確保の内容（b）	2,196人	2,146人	2,096人	2,046人	1,996人	1,996人
1号認定（ b_1 ）	1,811人	1,753人	1,695人	1,636人	1,578人	1,571人
特定教育・保育施設	176人	376人	576人	776人	976人	976人
上記以外の幼稚園	1,635人	1,377人	1,119人	860人	602人	595人
2号認定（ b_2 ） 幼稚園及び預かり保育	385人	393人	401人	410人	418人	425人
過不足（ $b-a$ ）	408人	378人	362人	309人	280人	311人
過不足（ b_2-a_2 ）	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 保育（認定こども園・保育所）【3～5歳】

《現状》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員数	592人	625人	710人	752人	803人
特定教育・保育施設	592人	625人	707人	743人	794人
企業主導型保育（地域分）	一人	一人	3人	9人	9人
在園児数（市内園）	582人	616人	767人	683人	750人
在園児数（市外園）	47人	47人	41人	42人	40人
在園児計	629人	663人	717人	725人	790人

※各年度4/1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【2号認定（保育所）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の3～5歳で、認可保育所等を利用したい人から幼児期の学校教育の利用希望者を除いた割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、幼児教育・保育の無償化の影響分及び認定率の伸びを勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み（a）	809人	824人	834人	859人	875人	886人
確保の内容（b）	803人	864人	889人	914人	939人	975人
特定教育・保育施設	794人	855人	880人	905人	930人	966人
企業主導型保育（地域分）	9人	9人	9人	9人	9人	9人
過不足（b-a）	△6人	40人	55人	55人	64人	89人



(3) 保育（認定こども園・保育所）【0歳】

《現状》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員数	69人	88人	113人	125人	126人
特定教育・保育施設	69人	76人	94人	99人	100人
特定地域型保育事業	一人	12人	12人	21人	21人
企業主導型保育（地域分）	一人	一人	7人	5人	5人
在園児数（市内園）	55人	57人	64人	61人	94人
在園児数（市外園）	3人	4人	1人	4人	4人
在園児計	58人	61人	65人	65人	98人

※各年度4/1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【3号認定（0歳）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の0歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を基に、育児休業の取得状況を勘案した割合を推計児童数に乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

既存の保育所等の支援を行い、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み（a）	98人	99人	99人	100人	100人	101人
確保の内容（b）	126人	126人	126人	126人	126人	126人
特定教育・保育施設	100人	100人	100人	100人	100人	100人
特定地域型保育事業	21人	21人	21人	21人	21人	21人
企業主導型保育（地域分）	5人	5人	5人	5人	5人	5人
過不足（b-a）	28人	27人	27人	26人	26人	25人

(4) 保育（認定こども園・保育所）【1・2歳】

《現状》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員数	274人	319人	379人	442人	470人
特定教育・保育施設	274人	294人	354人	376人	404人
特定地域型保育事業	－人	25人	25人	54人	54人
企業主導型保育（地域分）	－人	－人	6人	12人	12人
在園児数（市内園）	324人	350人	412人	458人	497人
在園児数（市外園）	21人	16人	18人	19人	15人
在園児計	345人	366人	430人	477人	512人

※各年度4/1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【3号認定（1・2歳）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の1・2歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、これまでの認定率の伸びを勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

- ・ 新たな認可保育所の整備
- ・ 既存の保育所の認可定員又は年齢別定員を見直し、利用定員の拡大を働きかける
- ・ 小規模保育事業等の推進
- ・ 幼稚園からの認定こども園への移行を働きかける

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み（a）	560人	585人	604人	634人	664人	694人
確保の内容（b）	470人	595人	620人	645人	670人	694人
特定教育・保育施設	404人	453人	478人	503人	528人	552人
特定地域型保育事業	54人	130人	130人	130人	130人	130人
企業主導型保育（地域分）	12人	12人	12人	12人	12人	12人
過不足（b－a）	△90人	10人	16人	11人	6人	0人

（施策の展開：44ページ）



5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

① 特定型（子育てコンシェルジュ）

《現状》

市役所保育課窓口にてコーディネーターを配置し、利用者支援事業を実施しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（a）	1 か所				
確保の内容（b）	1 か所				
過不足（b-a）	0 か所				

（施策の展開：46 ページ）

② 母子保健型（妊娠期からの相談支援の充実）

《現状》

保健センター窓口にて専門職を配置し、利用者支援事業を実施しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（a）	1 か所				
確保の内容（b）	1 か所				
過不足（b-a）	0 か所				

（施策の展開：50 ページ）

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

《現状》

市内公立・私立のすべての保育所等で19時までの延長保育を実施しています。（私立の1園では20時まで実施。）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	12か所	15か所	18か所	21か所
利用児童数	489人	471人	532人	538人

※利用児童数は18時超えての時間外保育利用児童数（実人数）

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の0～5歳で、認可保育所等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、幼児教育・保育の無償化の影響分を勘案して算出しています。

《確保方策の考え方》

現在、市内すべての認可保育所等で実施しており、また、新たに整備予定の認可保育所等でも実施し、量の見込みに対して十分な提供量を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（a）	562人	563人	581人	585人	581人
確保の内容（b）	562人	563人	581人	585人	581人
過不足（b-a）	0人	0人	0人	0人	0人

（施策の展開：47ページ）



(3) 放課後児童健全育成事業（こどもルーム事業）

《現状》

市内全 12 小学校の敷地内において市直営（運営のみ社会福祉協議会に委託）で実施しています。（6 小学校で 1 ルーム、5 小学校で 2 ルーム、1 小学校で 3 ルームを運営）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ルーム数	14 ルーム	15 ルーム	17 ルーム	18 ルーム	19 ルーム
利用児童（1 年生）	181 人	193 人	192 人	237 人	232 人
利用児童（2 年生）	149 人	159 人	169 人	167 人	207 人
利用児童（3 年生）	103 人	114 人	125 人	124 人	149 人
利用児童（4 年生）	65 人	64 人	80 人	81 人	83 人
利用児童（5 年生）	41 人	32 人	33 人	40 人	56 人
利用児童（6 年生）	17 人	15 人	20 人	21 人	17 人
利用児童合計	556 人	577 人	619 人	670 人	744 人

※各年度 5/1 現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

各学年の申込率（各年齢の人口に対する申込者数の割合）の実績を踏まえ、申込率の平均増減率を乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

供給量の不足が見込まれる各小学校の校舎内にこどもルームを設置するほか、一時的な供給量の不足に対しては登所率を勘案した定員の弾力的運用及び学校施設の活用により、専用施設の新設によらない方法により整備を進めます。また、市内全域においてこどもルームの稼働状況にばらつきがあるため、在籍小学校以外のこどもルームへの入所による弾力的な運用を行うことにより、利用を希望する児童に対して十分な提供体制を確保します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
量の見込み (a)	779 人	819 人	871 人	893 人	925 人	960 人
利用児童（1 年生）	247 人	263 人	281 人	266 人	285 人	299 人
利用児童（2 年生）	210 人	225 人	241 人	260 人	247 人	267 人
利用児童（3 年生）	161 人	164 人	177 人	190 人	206 人	197 人
利用児童（4 年生）	86 人	90 人	90 人	95 人	100 人	105 人
利用児童（5 年生）	58 人	60 人	65 人	65 人	70 人	75 人
利用児童（6 年生）	17 人					
確保の内容 (b)	730 人	770 人	850 人	890 人	930 人	970 人
過不足 (b - a)	△49 人	△49 人	△21 人	△3 人	5 人	10 人

（施策の展開：56 ページ）

(4) 子育て短期支援事業

《現状》

令和元年度時点で未実施となっています。

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

0～5歳で、利用が必要な人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果に相談実績を反映して算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して十分な提供体制を確保できるよう令和2年度は、事業実施設計を行い、令和3年度より実施をめざします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日
確保の内容 (b)	-	30 人日	30 人日	30 人日	30 人日
過不足 (b-a)	△30 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※人日：年間の利用人数×利用日数
(施策の展開：48 ページ)

(5) 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

《現状》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問数	597 人	645 人	641 人	586 人

※人：訪問実人数

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

訪問率 100%を想定し、各年度の0歳推計児童数としています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

- ・実施機関：四街道市
- ・実施体制：市職員（保健師、助産師など）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (a)	698 人	702 人	705 人	708 人	709 人
確保の内容 (b)	698 人	702 人	705 人	708 人	709 人
過不足 (b-a)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(施策の展開：51 ページ)



(6) 養育支援訪問事業

《現状》

平成29年度より事業を開始しました。

	平成29年度	平成30年度
延べ訪問人数	46人	76人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

30年度の実績を基に、要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童数の推移、各年度の0歳推計児童数より算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(a)	77人	78人	79人	80人	81人
確保の内容(b)	77人	78人	79人	80人	81人
過不足(b-a)	0人	0人	0人	0人	0人

(施策の展開：67ページ)

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

《現状》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数	8か所	11か所	12か所	11か所
延べ利用人数(全体)	18,538人	20,475人	20,220人	19,864人
延べ利用人数(0～2歳)70%	12,976人	14,332人	14,154人	13,904人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

全体のうち、70%が0～2歳の利用と想定して、これまでの実績（利用人数）を基に推計しています。

《確保方策の考え方》

地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の設置・継続の支援を行い、量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(全体)	20,000人	20,000人	20,000人	20,000人	20,000人
確保の内容(人)	21,000人	21,000人	21,000人	21,000人	21,000人
確保の内容(施設)	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所

(施策の展開：47ページ)

(8) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園等における在園時の預かり保育・幼稚園型）

《現状》

市内すべての私立幼稚園で一時預かり事業を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数	8 か所	8 か所	9 か所	9 か所
延べ利用児童数	26,788 人日	31,603 人日	37,354 人日	42,354 人日

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

実績（園児 1 人あたりの利用日数）を基に推計し、幼稚園利用者の推計値に乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	46,942 人日	49,419 人日	52,027 人日	54,772 人日	57,662 人日
確保の内容 (b)	46,942 人日	49,419 人日	52,027 人日	54,772 人日	57,662 人日
過不足 (b-a)	0 人日				

※人日：年間の利用人数×利用日数
(施策の展開：47 ページ)

②一時預かり事業（保育所等の一時保育等・幼稚園型以外）

《現状》

公立保育所 2 か所、私立保育園 5 か所で実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
延べ利用児童数	9,923 人日	9,638 人日	10,750 人日	10,540 人日

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

実績（利用児童数・日数）を基に令和 2 年度を推計し、令和 2 年度以降は、幼児教育・保育の無償化により、3～5 歳の未就園児の減少が見込まれるため、量の増減は見込まずに推計しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	11,249 人日				
確保の内容 (b)	15,000 人日				
過不足 (b-a)	3,751 人日				

※人日：年間の利用人数×利用日数
(施策の展開：47 ページ)



(9) 病児・病後児保育事業

《現状》

平成 29 年度まで公立の中央保育所で「病後児保育事業」を実施し、平成 30 年度より国立病院機構下志津病院で「病児・病後児保育事業」を開始しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
延べ利用児童数（病後児保育）	33 人日	68 人日	137 人日	115 人日
延べ利用児童数（病児保育）	—	—	—	156 人日

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【病児保育・病後児保育】

これまでの実績（利用児童数・日数）を基に推計しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (a)	278 人日	275 人日	274 人日	276 人日	276 人日
病後児保育	118 人日	117 人日	116 人日	117 人日	117 人日
病児保育	160 人日	158 人日	158 人日	158 人日	159 人日
確保の内容 (b)	1,440 人日				
過不足 (b-a)	1,162 人日	1,165 人日	1,166 人日	1,164 人日	1,164 人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

（施策の展開：47 ページ）

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

《現状》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
延べ利用人数（未就学児）	1,097 人日	846 人日	1,238 人日	1,276 人日
延べ利用人数（就学児）	903 人日	712 人日	567 人日	760 人日

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

各年齢における実績（利用率）の4年間の平均値を算出し、この値が横ばいで推移すると見込んで推計しています。

《確保方策の考え方》

ファミリー・サポート・センター事業での講習の開催や、さまざまな機会をとらえた周知を図り、提供会員数の増加に努めることで、量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（a）	1,894 人日	1,914 人日	1,929 人日	1,937 人日	1,940 人日
未就学児	929 人日	932 人日	924 人日	928 人日	929 人日
就学児	965 人日	982 人日	1,005 人日	1,009 人日	1,011 人日
確保の内容（b）	1,894 人日	1,914 人日	1,929 人日	1,937 人日	1,940 人日
過不足（b－a）	0 人日				

※人日：年間の利用人数×利用日数

（施策の展開：48 ページ）



(11) 妊婦健診事業（妊婦一般健康診査）

《現状》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦実数	722 人	557 人	665 人	661 人
延べ受診件数	8,802 件	7,945 件	8,277 件	7,846 件

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

妊婦数≒各年度の0歳推計児童数とし、全員が妊婦一般健康診査を14回受診することを想定しています。

《確保方策の考え方》

千葉県内外医療機関及び助産所へ委託し、量の見込みに対応した事業量を確保します。

- ・ 健診回数：14回まで
- ・ 実施場所：千葉県内外医療機関及び助産所
- ・ 実施時期：妊娠期間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（a）	9,772 件	9,828 件	9,870 件	9,912 件	9,926 件
確保の内容（b）	9,772 件	9,828 件	9,870 件	9,912 件	9,926 件
過不足（b-a）	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※件：延べ受診件数

（施策の展開：52 ページ）

6 数値目標一覧

区分	単位	実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	施策の展開
パパ・ママルームの土・日開催	実施回数(回)	8回	9回	51ページ 2-1-(1)-②
妊婦・乳児の全数把握				
妊娠届出に伴う妊婦面接	実施率(%)	99.9%	100%	50ページ 2-1-(1)-①
3～4か月児相談 (未利用者の把握含む)	実施率(%)	96.2%	100%	51ページ 2-1-(1)-⑤
事故防止方法についての知識の普及	実施回数(回)	30回	30回	53ページ 2-1-(2)-⑤
	実施人数(人)	1,396人	1,400人	
乳幼児健康診査				
1歳6か月児健康診査	受診率(%)	97.9%	98%	53ページ 2-1-(2)-⑥
3歳6か月児健康診査	受診率(%)	94.7%	95%	
幼児歯科健康診査				
2歳6か月児歯科健康診査	受診率(%)	84.3%	85%	53ページ 2-1-(2)-⑦
虫歯のない幼児の割合 (3歳6か月児)	割合(%)	84.7%	85%	
地域と連携した子どもの居場所	取組数(か所)	-	10か所	57ページ 3-1-(2)-④
街頭補導活動	実施回数(回)	257回	270回	59ページ 3-1-(4)-①
男女共同参画フォーラム	開催回数(回)	3回	3回	63ページ 4-1-(2)-②
児童発達支援事業	利用人数(人)	102人	109人	65ページ 4-2-(2)-②
放課後等デイサービス	利用人数(人)	161人	244人	66ページ 4-2-(2)-⑦
赤ちゃんの駅	登録数(か所)	-	20か所	69ページ 5-1-(1)-④
幼稚園、保育園、小中学校を対象とした交通安全教室	実施回数(回)	35回	47回	69ページ 5-1-(2)-①
	対象人数(人)	4,971人	5,500人	
「こども110番の家」登録件数	登録件数(件)	2,946件	3,000件	69ページ 5-1-(2)-⑤
市民安全パトロール隊等による防犯パトロール	実施回数(回)	837回	840回	70ページ 5-1-(2)-⑥



7 進捗状況の管理と評価

本市では市民参加により計画を進めるため、四街道市子ども・子育て会議において進捗状況の確認や評価を行います。

また、本計画においては、計画の最終年度に向けた目標事業量を設定し、指標に関するデータの収集などを定期的を実施し、目標事業量に対する事業の達成状況を点検します。

8 関係機関・団体等との協力・連携

多様化するニーズにきめ細かく対応していくためには行政サービスのみならず、家庭、地域、各種団体、事業者など市民の主体的な協力が不可欠です。

また、本計画は幅広い分野に関わる施策を総合的かつ効果的に切れ目なく実施していく必要があるため、国・千葉県との連絡、調整はもとより、庁内においては関係各部・課が緊密な連携を持ちつつ調整を行いながら推進していきます。

資料編

1 計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 30 年 5 月 30 日	平成 30 年度 第 1 回 子ども・子育て会議 ・子ども・子育て会議について ・本市の子ども・子育ての現状について
10 月 18 日	平成 30 年度 第 2 回 子ども・子育て会議 ・諮問 ・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）の実施について
11 月 9 日～ 11 月 27 日	ニーズ調査実施
平成 31 年 2 月 14 日	平成 30 年度 第 3 回 子ども・子育て会議 ・現行計画の 29 年度評価について ・ニーズ調査の結果について（速報） ・市民意見等の聴取方法について
3 月 23 日	森まつりアンケート調査実施
令和元年 5 月 30 日	令和元年度 第 1 回 子ども・子育て会議 ・策定方針について ・ニーズ調査の結果について ・本市の子ども・子育てを取り巻く状況について
6 月～7 月	市民意見等の聴取 ・小学校高学年アンケート調査・グループインタビュー ・市長・教育長とのランチトーク ・中学生・高校生ワークショップ ・市民活動団体アンケート調査・グループインタビュー ・事業所調査
8 月 22 日	令和元年度 第 2 回 子ども・子育て会議 ・現行計画の見直しについて ・骨子案について
10 月 23 日	第 1 回 こどもプラン策定委員会
11 月 14 日	令和元年度 第 3 回 子ども・子育て会議 ・現行計画の 30 年度評価について ・素案について
12 月 18 日	第 2 回 こどもプラン策定委員会
令和 2 年 1 月 24 日	令和元年度 第 4 回 子ども・子育て会議 ・最終案について ・答申
1 月 31 日～ 3 月 2 日	パブリックコメント実施



2 計画策定体制

(1) 四街道市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 市は、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四街道市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項各号に規定する事務の処理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係団体の推薦を受けた者
- (3) 児童福祉関係団体の推薦を受けた者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 法第6条第2項に規定する保護者
- (6) 公募による市民

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、調査審議事項を明示して学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、その部会に属する委員の互選による部会長を置く。

4 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 第4条第3項及び第7条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康こども部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく委員の委嘱のための手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。



(2) 四街道市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成30年5月1日～令和2年4月30日

	選出区分	氏名	備考
副会長	学識経験者	伊藤 祐子	千葉敬愛短期大学現代子ども学科 准教授
	学識経験者	笹岡 良雄	四街道市立四街道小学校 校長
	保健医療関係団体の推薦を受けた者	青柳 正彦	印旛市郡医師会四街道地区医師会推薦 めいわこどもクリニック院長
	保健医療関係団体の推薦を受けた者	加瀬 佐知子	保健推進員推薦 千代田中学校地区保健推進員
会長	児童福祉関係団体の推薦を受けた者	井澤 久美子	民生委員・児童委員協議会推薦 旭中学校地区主任児童委員
	児童福祉関係団体の推薦を受けた者	千脇 みゆき	子ども会育成連合会推薦
	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	中村 修治	社会福祉法人ひまわり 大日保育園 園長 【平成31年3月31日まで】
		利光 美亜子	社会福祉法人慈照会 四街道保育園 園長 【平成31年4月1日から】
	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	平川 町子	学校法人つぼみ学園 つぼみ幼稚園 園長 【平成31年3月7日まで】
		石原 静	学校法人つぼみ学園 つぼみ幼稚園 園長 【平成31年4月17日から】
	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	中島 隆	放課後子ども教室運営団体 四街道市レクリエーション協会 会長
	子どもの保護者	白石 安啓	保育園を利用する子どもの保護者
	子どもの保護者	佐々木 雅子	幼稚園を利用する子どもの保護者
	子どもの保護者	佐藤 綾乃	学童保育所父母の会
	公募による市民	竹原 糧子	公募選出委員
	公募による市民	蜂谷 幸子	公募選出委員
	公募による市民	早川 道子	公募選出委員

(3) 四街道市こどもプラン策定委員会設置要領

(設置)

第1条 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～(以下「計画」という。)の策定に際し、必要な事項を協議するため、四街道市こどもプラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他、策定委員会が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、健康こども部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が欠けた場合または委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め又は意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局を健康こども部子育て支援課に置き、庶務を担当するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月9日から施行する。

別表

健康こども部長
経営企画部政策調整担当者
総務部政策調整担当者
福祉サービス部政策調整担当者
健康こども部政策調整担当者
環境経済部政策調整担当者
都市部政策調整担当者
教育部政策調整担当者



四街道市こどもプラン
～第2期子ども・子育て支援事業計画～

発行日：令和2年3月

発行：四街道市

編集：四街道市健康こども部子育て支援課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

TEL：043-421-6124/FAX：043-424-2011